

平成15年 定例第3回

新得町議会会議録

開 会 平成15年 9 月 9 日

閉 会 平成15年 9 月 22 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成15年第3回新得町議会定例会（第1号）

平成15年9月9日（火曜日）午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	認 定 第 1 号	平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認 定 第 2 号	平成14年度新得町水道事業会計決算認定について
5	報 告 第 1 2 号	専決処分の報告について
6	議 案 第 5 3 号	教育委員会委員の任命同意について
7	議 案 第 5 4 号	新得町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
8	議 案 第 5 5 号	工事請負契約の締結について
9	議 案 第 5 6 号	平成15年度新得町一般会計補正予算
10	議 案 第 5 7 号	平成15年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	議 案 第 5 8 号	平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算
12	議 案 第 5 9 号	平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
13	議 案 第 6 0 号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
14	議 案 第 6 1 号	平成15年度新得町水道事業会計補正予算
15	意見案第 9号	道路整備に関する意見書
16	意見案第10号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書
17	意見案第11号	平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書

会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
認定第 1号	平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
認定第 2号	平成14年度新得町水道事業会計決算認定について
報告第 12号	専決処分の報告について
議案第 53号	教育委員会委員の任命同意について
議案第 54号	新得町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
議案第 55号	工事請負契約の締結について
議案第 56号	平成15年度新得町一般会計補正予算
議案第 57号	平成15年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第 58号	平成15年度新得町介護保険特別会計補正予算
議案第 59号	平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算
議案第 60号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第 61号	平成15年度新得町水道事業会計補正予算
意見案第 9号	道路整備に関する意見書
意見案第 10号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書
意見案第 11号	平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書

出席議員（16人）

1番	川見久雄	議員	2番	金澤学	議員
3番	斎藤芳幸	議員	4番	松尾為男	議員
5番	柴田信昭	議員	6番	千葉正博	議員
7番	宗像一	議員	8番	石本洋	議員
9番	吉川幸一	議員	10番	廣山輝男	議員
11番	齊藤美代子	議員	12番	藤井友幸	議員
13番	青柳茂行	議員	14番	武田武孝	議員
15番	高橋欽造	議員	16番	湯浅亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄
教育委員会委員	長	小笠原一水
監査委員		吉岡正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長	正	利
税	務	課	長	富	田	秋	彦
住	民	生	活	課	長	俊	雄
保	健	福	祉	課	長	秀	敏
施	設	課	長	村	中	隆	雄
農	林	課	長	長	尾		正
商	工	観	光	課	長	延	之
児	童	保	育	課	長	未	治
老	人	ホ	一	△	所	長	昭
屈	足	支	所	長	谷	川	一
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行
財	政	係	長	安	達	貴	広

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐	々	木	裕	二
学	校	教	育	課	長	高	橋
社	会	教	育	課	長	齊	藤
						正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣
書			記	渡	辺	美	恵
書			記	田	中	光	雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成15年定例第3回の新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、7番、宗像一議員、8番、石本洋議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、吉川幸一議員。

[吉川幸一議会運営委員長 登壇]

◎吉川幸一議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第3回定例町議会の会期につきましては、去る9月3日、午前10時から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案のうえ協議を行いました。

その結果、会期は本日から9月22日までの14日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

[吉川幸一議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月22日までの14日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月22日までの14日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

行政報告

◎湯浅亮議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 8月7日の臨時第3回町議会以後の行政報告を行います。

ちょっと報告書に記載されておりませんが、8月9日から10日にかけて、台風10号が襲来いたしましたので、その被害の概要につきましてご報告をいたします。

直接的な町の施設等に対する被害がありますが、サホロリバーサイドパークゴルフ場が冠水の被害に遭いました。また、ヌプントムラウシの丸木橋ほか2件の観光施設に被害がございまして、合わせて1,583万9千円の被害額となっております。

次ページにまいりまして、8月22日には、株式会社トムラ登山学校レイク・インの取締役会並びに臨時株主総会を開催いたしております。これは、川久保社長が健康上の理由によりまして、8月末日をもって退任することに伴っての取締役会並びに株主総会でありまして、席上、後任の社長に町長が就任をします。そして専務取締役に助役が就任するということが決定されました。町長、助役とも非常勤でありますので、したがって札幌グランドホテルサービスから1年間総支配人の派遣を受けまして、現場責任者というかたちで対応いたすことといたしております。トムラ登山学校、近年売り上げも落ちてきている状態でありまして、これを機会にサービスの向上並びに全体的な見直しを進めながら、将来的なレイク・インの運営に当たっていききたいと、このように考えているところであります。

また、同じ日ではありますが、NHKの「ほくほくテレビ」ということで、新得町が45分間の長時間にわたって放映されました。観光協会をはじめ町内の各団体の皆さんがたにもご協力をいただきまして、お礼を申し上げたいと考えております。

8月25日には、第2回の新得町・鹿追町任意合併協議会が開催されております。ここでは、協議会全体の予算、事業計画、また、協議項目、事務事業の一元化というふうなことが議題となりまして、検討いたしましたわけでありまして、

その際に、最も基本となります協定基本4項目というのがあるわけでありまして、これは合併の方式、新町の名称、事務所の位置、合併の時期と、これが当日の課題になっておりまして、まず考え方といたしまして、合併の方式については対等合併と。それから新町の名称につきましては、例示をして両町の町民から公募する公募方式と。事務所の位置につきましては、組織体制をどうするかという整理をしたうえで事務所の位置を決定していくと。また、合併の時期につきましては、現行の法律では17年の3月末までということになっておりますので、その時期を合併の時期としたいと。この特例法の改正等が行われた場合については、その時期に合わせるというふうな基本的な考え方の協議がなされております。

また、住民に密着したサービスで先行して協議すべき事項、これは39項目あるわけでありまして、これにつきましては、幹事会並びに専門部会、あるいは分科会等を含めて今後検討を進めていくことが協議されております。

また、この協議を進めるうえに当たっての事務事業の調整方針というふうなものも決定をいたしました。両町にはいろいろな違いもありまして、そうしたものを1つの町となった場合に、どういふふう調整していくかということも協議するわけでありまして、

1つ目は一体性確保の原則。2つ目は福祉向上の原則。3つ目は負担公平の原則。4つ目は健全な財政運営の原則。5つ目は行政改革推進の原則。6つ目が適正規模準拠の原則と。こうした6つの原則が定められましたので、今後協議を進めるうえにおいては、この原則の枠内で検討がなされていくというふうに考えております。

次に同じ日ではありますが、この日から町内の8つの会場で合併問題、これは特に鹿追町という相手が特定されましたので、そうした新しい事態を受けて、「こんにちは町長です」ということで町内8会場で実施いたしました。延べで191名の町民のかたがたの参加をいただいております。

8月28日には、今年のしんとく新そば祭りの実行委員会が開催されました。9月28日、保健福祉センターなごみの駐車場を中心に開催されることになりました。

8月29日には、職員の辞令交付式と書いてありますが、これは町の養護老人ホームの職員と、社会福祉法人厚生協会わかふじ寮の職員それぞれ1名ずつが人事交流いたしまして、研修を目的に16年の3月まで派遣することといたしました。

次ページにまいりまして、9月1日には新得終末処理場中央制御設備更新の工事の入札が行われまして、記載のとおり落札いたしております。

また、同じ日ではありますが、これも辞令交付であります、新得・鹿追任意合併協議会に対しまして重点地域に指定され、そのうえで道から職員の派遣を受けております。参事として任意協議会の事務局を担当していただくことといたしております。

同じ日ではありますが、西十勝消防組合の総合訓練が新得、清水、芽室の3消防署並びに5つの団員、約210名余が参加して実施されました。

後段のほうにいきまして9月5日には、森林管理局帯広分局の廃止に伴う報告で支署長が来庁されました。これはご承知のとおり森林管理局の帯広分局が16年末日をもって廃止となるわけではありますが、それ以後の機能の維持ということについて、町のほうとしても要請をしてきたわけではありますが、今その機能を廃止後も残していくというふうなことで決まったようでありまして、今後は地域との連絡調整に当たっていきいたいというふうな説明がなされております。

9月7日には開町記念式典並びに敬老会を実施したところであります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 認定第1号 平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第3、認定第1号、平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員、柴田信昭議員と、議長を除く14名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については14名の議員をもって構成する、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第4 認定第2号 平成14年度新得町水道事業会計決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第4、認定第2号、平成14年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については全議員中、議会選出監査委員、柴田信昭議員と、議長を除く14名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については14名の議員をもって構成する、新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

今定例会の会期中に審査を願います。

日程第5 報告第12号 専決処分の報告について

◎湯浅亮議長 日程第5、報告第12号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありますので、お手もとに配布したとおりであります。この報告に対し質疑はございませんか。13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 文章だけでは具体的によく分からない面もあるものですから。

この第2条の第1項につきましては、いわゆる家屋とか償却資産の新設、あるいは増設する場合、2,500万円を超えるものについて、3年に限って免除するというものになっている条例ですけれども、この内容について基本的に変更はないのでしょうか。

◎湯浅亮議長 富田税務課長。

◎富田秋彦税務課長 お答えいたします。お話しのとおり、内容的には変更がございません。租税特別措置法上の本則から附則に、内容とする条項が移行となったということでございまして、お話しのとおり2,500万円の要件についてはそのまま適用ということになります。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 ないようですので、この報告第12号については、これをもって質疑を終結いたします。

日程第6 議案第53号 教育委員会委員の任命同意について

◎湯浅亮議長 日程第6、議案第53号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第53号、教育委員会委員の任命同意について、ご説明を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、新得町屈足緑町1丁目32番地、小笠原一水氏を教育委員会委員に任命いたしたいので、議会のご同意を求めるものであります。

小笠原氏は現在52歳で、この9月30日に任期満了となりますが、平成3年3月から4期12年半この職にあり、また、平成12年10月から委員長を務めております。人格高潔で教育に関し識見を有し、最適任と存じますので、引き続き任命いたしたく議会のご同意をお願いするしだいであり、よろしくお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、無記名投票をもって採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よってこの採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

◎湯浅亮議長 ただいまの出席議員数は16人ですが、議長を除くと15人です。

立会人の指名をいたします。

会議規則第32条第2項の規定により、10番、廣山輝男議員、11番、齊藤美代子議員、12番、藤井友幸議員の3名を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、10番、廣山輝男議員、11番、齊藤美代子議員、12番、藤井友幸議員を立会人に指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

◎湯浅亮議長 配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

◎湯浅亮議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

本件は教育委員会委員の任命同意について、同意を可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、1番議員から職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなすことになっております。

点呼を命じます。

[局長点呼、投票]

◎湯浅亮議長 投票漏れはございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 投票漏れなしと認めます。
投票を終了いたしました。

これから開票を行います。廣山輝男議員、齊藤美代子議員、藤井友幸議員、開票の立ち会いを願います。

[開票]

◎湯浅亮議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数	15票、
そのうち有効投票	15票、
無効投票	0票、
有効投票中賛成	15票、
反対	0票、

以上のとおり、賛成が全員であります。

よって、本件は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場閉鎖]

日程第7 議案第54号 新得町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について

◎湯浅亮議長 日程第7、議案第54号、新得町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。浜田企画調整課長。

[浜田正利企画調整課長 登壇]

◎浜田正利企画調整課長 議案第54号、新得町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてご説明いたします。

1枚めくっていただきたいと思えます。左側のページの下段を御覧いただきたいと思えます。提案理由といたしまして、現在の市町村計画につきましては、平成12年度から平成16年度までの5年間の計画を策定いたしまして、平成12年9月に議決をいただいたものであります。

そのうえで今回、現計画にない地域情報化に関する事業につきまして、計画に追加するものであります。なお、本計画の追加変更によりまして、事業実施にかかる費用の一部が財政支援のあります過疎債の適用が受けられることとなります。

計画の変更内容につきましては、次のページの新旧対照表の改正案及び現行を参照願いたいと思えます。具体的には改正案の本文のほうに文書中下段に実線を引いておりますが、これが改正部分というふうになります。

また、変更にかかる事業費等につきましては、さらに次のページをめくっていただきまして、同様に参考資料のほうに事業内容等が実線で記載されておりますが、この分が変更になり、それに見合った事業費が変更後の欄に記載されているというふうになっております。

本文の説明については省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[浜田正利企画調整課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 補正予算のほうでも質問しようかと思ったんですが、既に中身について一部報道されておりますから、その点についてお伺いします。

報道によりますと、役場や図書館、学校など無線でネットワーク化するというので、町内18か所ぐらいつながるといふうなことを報じておりますけれども、中身について分かりましたら。当然、積算していますから、場所を含めて分かっているはずですけども、18か所ないし18か所以上あるかもしれませんけれども、どこどこなのか。

なおかつ、これは町の守備範囲だけかなと思うんですが、例えばその対策として、今回は変更になっていませんけれども、12年に直されておりましたその対策のうちの防災行政情報システムも含めて、新得高校も含めてこれに入れていくのかどうか。その点についてお伺いします。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回過疎計画を変更いたしまして、地域インターネット導入基盤整備事業を実施するわけでございますが、この事業は役場と役場関係の出先機関17施設であります。役場合わせると18施設なんですが、17施設を結びそれぞれの施設の各種情報を役場からインターネット上で発信するというシステムであります。

役場の出先機関ですが、新得地区と屈足地区、それぞれ役場と結ぶことにはなりますが、新得地区につきましては、養護老人ホーム、町民体育館、図書館、消防署、新得保育所、新得幼稚園、それから新得小学校、新得中学校、給食センターと、それと既にその17か所の中に入っておりますが、既に結んでいる保健福祉センターと公民館もその箇所に入っております。

それと屈足につきましては、屈足支所、トムラウシ小中学校、佐幌小学校、佐幌小学校も接続の関係で屈足地域になっておりますが、それから屈足南小学校、屈足中学校、屈足保育所の合わせて17施設を結ぶものであります。

それから、防災システムとの関連でございますが、防災システムとの関連についてはございません。したがって、ご質問のありました新得高校と、という話につきましては、接続しないということになります。

◎湯浅亮議長 4番、松尾議員。

◎松尾為男議員 今日の補正予算に出されていますけれども、早急な整理だと思うんですが、上佐幌小学校と屈足小学校は抜かすということで行うんですか、廃校だから。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。上佐幌小学校と屈足小学校につきましては、来年の3月に廃校予定でございますので、この箇所からは除いております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第54号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第55号 工事請負契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第8、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第55号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

1. 契約の目的。新得終末処理場中央制御設備更新工事。

2. 契約の方法。指名競争入札でございます。

3. 契約の金額。9,849万円でございます。

4. 契約の相手方といたしまして、三菱・マキ電気特定建設工事共同企業体、代表者、札幌市中央区北2条西4丁目1番地、三菱電機株式会社北海道支社、支社長、塩沢豊。構成員、上川郡新得町4条南1丁目5番地、有限会社マキ電気、代表取締役、槇正光。なお、工期につきましては、平成16年3月10日といたしてございます。

次のページに資料1、全体配置図として施設現況平面図、管理棟2階平面図の赤色の部分、操作室が今回工事をする場所であります。

裏面の資料2は、操作室の機器配置図で、赤色の部分が今回更新する場所で、上が更新前、下が更新後となっております。

新得終末処理場は、17年が経過いたしまして、機器の故障、警報の誤作動等が増え、部品も製造中止となっており、維持管理に支障をきたすため、今回機器の更新をいたすものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 2、3点お伺いをいたします。今までの既存のメーカーはどこのメーカーであったのか。

それとこれは機器ですから、トラブルがあろうかと思えますけれども、過去にどの程度のトラブルがあったのかお知らせをいただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。現在の既存のメーカーにつきましては、高岡製作所でございます。

機器のトラブルにつきましては、高岡製作所につきましては本州の会社でございますので、北海道には納入実績というのがあまりないものですから、機器のトラブルの件数につきましては、ちょっとここではおさえていないわけでございますけれども、トラブルのたびに本州のほうから修理に来ていただいているという状況であります。

◎湯浅亮議長 12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 今回、三菱電機というわけですがけれども、例えばトラブルが起きた場

合、この三菱電機は札幌ですよ。構成員でマキ電気とありますけれども、トラブルが起きた場合、どのような方法でそのトラブルに対応するのか。札幌から来るのか、どこでどのようになるのか、お知らせをいただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 今回入札に参加していただきました業者につきましては、北海道と十勝管内で相当実績のあるところを選んでございまして、今回落札いたしました三菱電機につきましては、全道で97か所、十勝管内でも11市町村が導入されておりました、そういった面ではトラブルが発生してもすぐ対応できる体制を整えているということでございます。

◎湯浅亮議長 9番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 契約は、三菱とマキ電気でございますが、この組み合わせは、金額が高いですから、AとBとCの組み合わせはどのようなふうな組み合わせで、何社それができたのか、教えていただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の指名業者の選考につきましては、機械設備工事の指名業者、なおかつ管内の実績のある業者を選考いたしました。

その業者につきましては、三菱、東芝、日立製作所、それプラス町内のCクラスの業者、マキ電気、金田電業所の組み合わせであります。

それで、企業体を組んでおりますので、企業体といたしましては、落札いたしました三菱・マキ、それから東芝・金田、それから1つが余りますので、日立製作所は単独での指名であります。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第55号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第56号 平成15年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第9、議案第56号、平成15年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第56号、平成15年度新得町一般会計補正予算、第3号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,109万7千円を追加し、予算の総額を69億8,615万6千円とするものでございます。

第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正により、第3条、地方債の追加は、第

3表、地方債補正によるものでございます。

9ページ、歳出をお開き願います。

2款、総務費、一般管理費では、歳入補正に伴う財源の移動を行い、財産管理費では、地域インターネット導入促進基盤整備事業として、公共施設のネットワークによるサービス向上のための整備費及び通信費を計上しております。

企画費では、定住住宅建設促進事業補助金を計上し、住民活動費では、指定寄附がございましたので夢基金積立金を計上しております。

10ページに移りまして、3款、民生費、福祉対策費では、指定寄附がございましたので、保健・医療・福祉基金に積立金を計上しております。

繰出金では、国保特別調整交付金が増額になりましたので、国保特別会計への繰出金を減額しております。また、介護保険の支給給付金が増額になりましたので、介護保険特別会計繰出金を減額しております。

介護サービス計画費では、歳入補正に伴う財源の移動をしております。

4款、衛生費、環境衛生費では、道営畑地帯総合整備事業負担金の増額のため、簡易水道事業特別会計への繰出金を増額しております。

6款、農林水産業費、農業振興費では、農業生産総合対策事業補助金が採択されましたので、増額補正をしております。

10ページから11ページにかけての7款、商工費、商工振興費では、旧産業振興会館の屋根が雨漏りのため、改修工事費を増額しております。

8款、土木費、道路新設改良費では、道道忠別清水線屈足市街地の用地取得費と移転補償費について、それぞれ予算を計上しております。

都市計画費では、公共汚水ますの設置増に伴う財源として、公共下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

9款、消防費では、新得消防署庁舎の建設費と、職員の異動による人件費の整理に伴い、消防組合負担金を計上しております。

12ページをお開き願います。10款の教育費、小学校費では、歳入補正に伴う財源の移動を行い、幼稚園管理費では、園舎周囲のタイル張りスロープ等の修繕費を計上しております。

社会教育総務費では、歳入補正に伴う財源移動を行い、町民大学費では、わくわく体験教室事業実施に伴い、委託方式から講師謝礼の予算と、指定寄附をいただきましたので、町民大学寿教室用の備品を計上しております。

12ページから13ページにかけての公民館費では、主催事業を広くピーアールするため、看板設置経費を減額し、新聞広告掲載手数料を増額しております。また、大ホール屋根の修繕経費を計上し、備品購入費では、水力発電施設周辺地域交付金を財源に大ホール舞台幕の予算を計上しております。

6ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

12款、国庫支出金では、富村牛小学校特別教室の増築事業が採択されましたので、その負担金を新たに計上しております。

また、介護費用に関し、事業者への適正指導を行う業務に対する補助金と、地域インターネット導入促進基盤整備事業として、公共施設のネットワークによるサービス向上のための電気通信格差是正事業費補助金を新たに計上しております。

13款、道支出金、農林水産業費補助金では、農協事業主体の農業生産総合対策事業

補助金を新たに計上し、また、教育費補助金では、大ホール舞台幕改修事業補助金と生涯学習推進事業補助金を新たに計上しております。

委託金では、道道忠別清水線用地取得業務委託金の補正と、青少年社会参画推進事業委託金を新たに計上しております。

7ページに移りまして、15款、寄附金では、夢基金用として、函館市、駒木嗣雄氏と匿名の方から、保健福祉事業用として、音更町、樋田昌康氏と匿名の方から、町民大学事業用として、芽室町、竹迫信郎氏からそれぞれご寄附がありましたので、補正をしております。

16款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額し、18款、諸収入では、今年の台風21号による町有林被害の保険金と、被害林の保険期間残期間に係る保険料の払い戻しを計上しております。

8ページをお開き願います。

19款、町債では、今回歳出に計上した地域インターネット導入促進基盤整備事業と消防庁舎建設事業の財源としてそれぞれ計上しております。起債の種類は過疎債を予定しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第56号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第57号 平成15年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第10、議案第57号、平成15年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第57号、平成15年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ261万9千円を追加し、予算の総額を7億4,216万4千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、総務費、一般管理費では、歳入補正に伴う財源移動及びレセプト収納フォルダ購入の予算を計上しております。

2款、保険給付費では、歳入補正に伴う財源移動を行っております。

3 款、老人保健拠出金では、本年度分の拠出金額が決定となりましたので、医療費・事務費両拠出金をそれぞれ増額しております。

5 ページから 6 ページにかけての 5 款、介護納付金では、本年度の納付金額が決定となりましたので、介護給付費納付金の補正をしております。

6 款の保健事業費では、被保険者用パンフレット・リーフレット印刷費と健康まつりでの健康指導業務委託料の予算を計上しております。

4 ページに戻りまして、歳入をお開き願います。

2 款、国庫支出金では、国民健康保険医療費適正化特別対策事業に伴い、財政調整交付金が増額になりましたので、補正を行っております。

7 款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第 5 7 号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第 5 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 5 8 号 平成 1 5 年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第 1 1、議案第 5 8 号、平成 1 5 年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第 5 8 号、平成 1 5 年度新得町介護保険特別会計補正予算、第 2 号についてご説明を申し上げます。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 5 万 7 千円を追加し、予算の総額を 4 億 2 , 1 3 2 万 9 千円とするものでございます。

5 ページ、歳出をお開き願います。

2 款、保険給付費では、歳入補正に伴う財源移動を行い、5 款、諸支出金では、過年度の介護給付費負担金額が確定し、返還が必要となりましたので、返還金の補正をしております。

4 ページ、歳入の 2 款、国庫支出金では、広域化等保険者支援給付金を増額し、6 款の繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、その他一般会計繰入金を減額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第58号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます。11時15分までといたします。
(宣告 10時57分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開をいたします。
(宣告 11時15分)

日程第12 議案第59号 平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正
予算

◎湯浅亮議長 日程第12、議案第59号、平成15年度新得町簡易水道事業特別会計
補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第59号、平成15年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算、
第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30万2千円を追加し、予算の総
額を4,305万9千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費、一般管理費では、道営畑地帯総合整備事業の簡易水道会計負担分を増
額しております。

4ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

水道の未普及地域解消事業補助金として、2款、道支出金で予算を計上してありまし
たが、国からの直接補助となりましたので、6款、国庫支出金を新たに計上し、道支出
金を全額減額しております。

3款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額してあり
ます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第59号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第60号 平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第13、議案第60号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第60号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ31万7千円を追加し、予算の総額を4億7,506万4千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費では、公共汚水ます設置工事費を増額し、4ページの歳入の4款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第60号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第61号 平成15年度新得町水道事業会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第14、議案第61号、平成15年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第61号、平成15年度新得町水道事業会計補正予算、第2号についてご説明を申し上げます。

第2条で、水道事業会計予算第4条に定められた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入につきましては、変更はありません。

支出につきましては、1款、資本的支出の建設改良費について、上水道取水施設等の改修に伴い、取水施設改良費を補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第61号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第15 意見案第9号 道路整備に関する意見書

◎湯浅亮議長 日程第15、意見案第9号、道路整備に関する意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第9号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第16 意見案第10号 北海道新幹線の建設促進を求める意見書

◎湯浅亮議長 日程第16、意見案第10号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第10号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

日程第17 意見案第11号 平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書

◎湯浅亮議長 日程第17、意見案第11号、平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第11号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。
今定例会の会期中に審査を願います。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月10日から9月18日までの9日間、休会することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9月10日から9月18日までの9日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時24分)

第 2 日

平成15年第3回新得町議会定例会（第2号）

平成15年9月19日（金曜日）午前10時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

出席議員（16人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	金 澤	学	議員
3 番	斎 藤 芳 幸	議員	4 番	松 尾 為 男	議員	
5 番	柴 田 信 昭	議員	6 番	千 葉 正 博	議員	
7 番	宗 像 一	議員	8 番	石 本 洋	議員	
9 番	吉 川 幸 一	議員	10 番	廣 山 輝 男	議員	
11 番	齊 藤 美代子	議員	12 番	藤 井 友 幸	議員	
13 番	青 柳 茂 行	議員	14 番	武 田 武 孝	議員	
15 番	高 橋 欽 造	議員	16 番	湯 浅 亮	議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教育委員会委員長		小 笠 原 一 水
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
企	画	調	整	課	長	正	利
税	務	課	長	富	田	秋	彦
住	民	生	活	課	長	俊	雄
保	健	福	祉	課	長	秀	敏
施	設	課	長	村	中	隆	雄
農	林	課	長	長	尾		正
商	工	観	光	課	長	延	之
児	童	保	育	課	長	未	治
老	人	ホ	一	△	所	長	昭
屈	足	支	所	長	谷	川	一
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行
財	政	係	長	安	達	貴	広

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐	々	木	裕	二
学	校	教	育	課	長	高	橋
社	会	教	育	課	長	齊	藤
						正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣
書			記	渡	辺	美	恵
書			記	田	中	光	雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 10時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 一般質問

◎湯浅亮議長 日程第1、一般質問を行います。一般質問の通告がありますので順次発言を許します。

◎湯浅亮議長 10番、廣山議員。

[廣山輝男議員 登壇]

◎廣山輝男議員

1. トムラウシ地区の自然環境を生かした活性化策を創造する取り組みを

2点について伺います。

第1点のトムラウシ地区の自然環境を生かした活性化策を創造する取り組みの関係についてであります。

このところ市町村合併問題が地域の最大の課題として取り組まれています。理屈はどうあれ、自治体組織再編成がたいせつな課題であるということは言うまでもないことですが、どんな器にするにしても、新しい町にするにしても、最もその中心におかなければならないのは住民であり、あるいはどんなまちづくりをするのかであり、近々議論されるものと思われま。

今回、トムラウシ地区の活性化について問題提起をしながら、その考え方を町長に伺っていきたく思います。

トムラウシ地区は、歴史的に開拓のくわが入りましてまだ56年というたいへん浅い歴史を持っており、あるいは十勝川に沿って国有林野に挟まれた細長い流域、あるいは限られた農地で酪農業を中心に住民生活の基盤をなしている所あります。

近々は、山岳やアウトドアを楽しむ観光客を照準とした「山の交流館とむら」が、体験観光客を対象に事業展開し、地域経済に一定の役割を果たしてきております。

また、一方で親子を対象とした山村留学も地域の特性を生かし取り組まれてきました。観光面ではトムラウシ温泉を中心とした大自然に親しむ旅行者が年間5万人以上も来ているという傾向にあり、近年またこれは増加の傾向にあるともいえます。

このような地域事情や特徴の中で、トムラウシ地区の地域の産業構造を精査し、地域の活性化を検証・検討して、新たなまちづくりを機能的に展開すべきと考えるところであります。

多少私なりに検証をしてみますと、今までの山の交流館とむらは、自然とふれあう人

々の交流を楽しむ滞在型の余暇活動、いわゆる都市と農村との交流、グリーンツーリズムであります。もう一方、単なる観光として登山や自然に親しむイベントなどなどです。

しかし、これだけでは5万人以上も入り込む観光客を、その一部でも止める方策は極めて不十分ではないだろうかと思うところでもあります。

これらも地域振興に役立たせるためには、新たな検討が必要と考えられます。私から考え方の提起として述べるとしたならば、環境産業、これは仮称であります、その確立がたいせつだろうと思うわけでもあります。つまり、体験型も、観光も、そして農畜業も含め、地域振興策を検討していく必要があると思います。

人も必要です。人が生きていける仕事も必要です。そしてそれをサポートしていく行政の知恵も必要ということです。これらの考えを含めた検討会議等の考えについて、町長のお考えを伺いたいと思うところでもあります。

2. 町道の豪雨等による通行規制及び監視体制マニュアルはどうか、災害防止対策は。

2点目に、町道の豪雨等による通行規制及び監視体制マニュアルはどうかということ。災害防止対策も含めて、町道の通行安全管理体制マニュアルについて伺います。

さきの台風10号は北海道各地で甚大な被害を与えました。特に近年の被害は、台風の大小にかかわらず豪雨による、そして集中豪雨も含め、雨災害が多いと思われま。そして、このことは森林の保水力の低下による河川や道路、そして橋りょうも含めた作工物等の被害が大きくなっている傾向があります。

いずれにしても、住民の生命と財産を守るため、その安全管理体制は万全を期さなければなりません。新得町にも当然これらの管理体制は確立されていることと思いますが、一般的な災害防止対策並びに防火保安対策から見て、町道の管理体制は町民に明らかになっていない状況に思えます。

さらに町民への周知等もあまり見たことがないと思われま。町道の安全管理はどのような基準や規制及び管理、監視、報告等一定の管理体制を明らかにし、住民にはどのような方法で周知あるいは徹底されてきたのか、明らかにすべきと思うところありますので、町長のお考えを伺いたいと思います。

[廣山輝男議員 降壇]

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

[齊藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 ただいまの廣山議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目のトムラウシ地区の活性化についてであります。最近の国内の状況を見ますと、一時期よりも株価も上がり、また、さまざまな経済指標も改善の方向にあるとのマスコミ報道がありますが、実感といたしましては経済環境には相当厳しさがあると感じているところあります。

結果として雇用の悪化があり、また、国、地方自治体の財政悪化が国民生活に大きな影を落としていると考えております。このことは、おのずと本町を取り巻く環境にも大きく影響いたしております。

本町の基幹産業の1つとして観光が挙げられるわけですが、昨年度の本町への観光入り込み客数を見ますと、116万人と集計されておまして、対前年比では7パーセントの落ち込みとなっております。

しかし、そんな厳しい中にありましても、トムラウシ温泉には約5万人のかたが、ま

た、平成12年12月にオープンしましたトムラウシ自然体験交流施設には1万2千人を超えるかたがたがそれぞれおいでいただいているところであります。経営的には厳しい状況は残りますが、極めて好成績を残してきていると考えております。

また、基幹産業のもう1つに農業が挙げられるわけですが、去年の新得農協の取扱額は86億円と史上最高になるなど、これもたいへん好成績を挙げていると考えております。

この好成績の陰には、限られた条件下にありまして、地域の持つ特性と、その特性を生かしている人たちの不断の努力があると考えております。

まちづくり全般にいえることでありますが、地域活性化にはそこに住むかたがたの熱意が絶対条件と考えております。

ただいま廣山議員からご質問のありましたトムラウシ地区の活性化策につきまして、地域に住む皆さんが、その主導で活性化策を論議していただきたいと考えております。そうした地域のかたがたの努力に対しましては、町としても最大限の協力をしていきたいと、そして地域の振興を図っていきたいと考えているところであります。

次に災害防止対策についてであります。8月上旬に本道に上陸いたしました台風10号は、各地に大きなつめ跡を残しました。特に、道内的にも尊い人命が奪われ、心からお悔やみを申し上げますとともに、被害を受けられましたかたがたに対しましてもお見舞いを申し上げます。

さて、台風がもたらす大雨や強風などの荒天時の町道、橋りょうを含む河川及び上下水道施設のパトロールにつきましては、一定の出動基準を設けて実施いたしているところであります。

その基準につきましては、大雨ですと降り始めから80ミリを超える気象予報が出された場合、また、役場庁舎に設置しております雨量計から判断いたしまして、1時間当たりの雨量が10ミリ以上断続的に続いている場合、パトロールに出動いたしております。

パトロールは、町内を道路・河川班と上下水道班に分かれて調査を行いまして、逐次、役場庁舎の待機班に報告し、それを受けて通行止めや応急措置の指示をするとともに、防災担当の総務課が災害の全体像を把握することとしておりまして、その災害の状況に応じた必要な措置を講ずることといたしております。

さらに、国や道で管理いたしておりますダム、また、道路及び河川などの被害状況につきましても、情報交換のマニュアルを作成いたしまして、情報の共有化を図って対応することにいたしております。

また、災害の発生が予想される箇所につきましては、大雨の場合はどの路線とか、あるいは強風のときにはこの路線と、こうした場所を地図に表示いたしまして、効率的かつ重点的なパトロールを実施しているところであります。

町民皆様への周知につきましては、通行止めなど影響がある地区のかたには、直接町内会を通じてお知らせをいたしております。また、大雨による危険箇所は広報紙などを通じて周知を図っていききたいと考えております。

管理体制につきましては、定期的にパトロールを実施しているほかに、災害の発生が予想される箇所につきましては、日ごろから水路の土砂を除去したり、あるいはまた、道路沿いの樹木の枝払い作業を実施するなど、災害防止にも努めているところであります。

しかし、限られた人員でのパトロールにも限界がありますので、そうした災害の折りには、地域の状況は地域の皆様がたが、状況把握が容易でありますので、そうした情報の提供システムを作って、住民のかたがたと共同で、災害の未然防止や早期対応を図っていきたくて考えているところであります。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 10番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 ご回答いただきました2点の関係について、今いち質問させていただきたいところであります。

トムラウシ地区の活性化策、端的に町長のご回答をまとめていえば、活性化する地域で努力してくれというようなことが1つあるし、役場も最大限協力していくというようなことであります。

率直に申し上げて、わずか70人や80人程度の地域であります。率直にですね。あるいは限られた条件、つまりたいへん広大な地域がトムラウシ地区にはあるわけですが、そのほとんどは国有林であります。しかし、今申し上げたように、たぶん東大雪荘は、今年は温泉入浴客を含めれば5万5千人くらいはいるだろうと思うんですね。そうしますと、一方通行でありますから、いわゆるトムラウシ、ニペソツ地区、こういった所を通過する人は、たぶん10万人以上もいることに、計算上は端的な表現としてはなるわけであります。

私はあそこに4年ほど住んでおりましたが、この10万人、さきほど1万2千人ぐらい山の交流館とむらを利用されているというようなお話しはあるわけではありますが、せっかくトムラウシ温泉まで、それはその人たちの目的はそういう温泉入浴だとか、自然観察だろうとは思いますが、ニペソツ地区を通過する過程の中で、さまざまな、いわゆる経済効果というものを発揮させ得る条件というのは、私たちやっぱり自ら考えていく必要があるだろうと、このように考えるところであります。

したがって、私は例えばこういった問題を検証・検討、あるいは今すぐ経済効果が発揮でき得るような条件はなかなか大変なんですけど、しかし何点かちゃんと整理して、町も、あるいは地域も含めて努力されるということは必要じゃないかなという感じがするものですから、あえて問題提起をしながら行政とともに取り組んでいかなければならないと、このように思っているところであります。

とにもかくにも、合併問題、これは基本計画等も作っていこうと思うわけでありまして。先の話して申し訳ありませんが、当然そういう山岳地域に、私たち住んでいる地域でありますから、こういった山間地におけるさまざまな活性化策というのは、やはり積極的に取り組んでいかなければならない。

したがって私自身は、あそこにおける条件としては7点ほどちゃんとした整理・分析を行っていかなければならないのではないかなと、このように経験上から問題提起をしておきたいところであります。

1つ目は基幹産業の振興だろうと思うんです。あそこは一般的な農業から最初はスタートしたわけでありまして、やはり地域が限られている。あるいはさまざまな気象条件等もありますから、今は育成牛がだいたい基本になっているというのが実態であります。

就業希望者もやっぱりいないとはいえないわけでありまして。過去に私自身も、ここで牛を飼ってみたいんだと。しかしながらさまざまな条件がクリアできなくて、今年は清水へ転居した人もいるようであります。

そういったものも今いち法律的にかなり厳しい、あるいはああいう狭い地域でありますから、そんなに単純に農業を営むといっても簡単には振興できないわけでありますから。そういった分析や手立て等もちゃんとしていかなければならないだろうと。

それから森林・林業、これはたいへん大きなエリアを持っているわけですから、当然このことは考えていかなければならない。特に今、環境問題が極めて重要な課題、国際的にも、われわれ日本としてもあるわけでありまして、私たち十勝的にいえば十勝全体の、いわゆる水の源をなしているといえますか、ある面ではたいへん重大な位置を持っているところであります。

そういった意味では、明日から始まりますが十勝川源流部のフォーラム等もあるように、源流部の自然環境保全問題についてどうするのかと。もちろん私たち新得町の問題としては、エリアとしてはないわけでありましてけれども、しかし、今後恐らく今月中か来月中には、あの地域、100パーセントに近いほど保安林化される可能性があるわけです。そうなりますと、今までの常識からいいますと、保安林に対する、いわゆる水源かん養保安林等があるわけですが、そういったところに一般会計からの投資がけっこう最近附加されてきております。そうしますと事業量の拡大というのが今後見えてきます。

たまたま林業というのは、その場所に住んでいる人が本来やっていたわけでありまして、今は帯広辺りからも通勤しながらやっていますから、必ずしもそこで活性化策があったとしてもトムラウシ地区の即開発といえますか、効果があるというものではないかもしれませんが、しかし、場所は近いわけでありまして、その辺についてもやはりどんな手立て、あるいは経済効果をあらしめるようなことができるのだろうかどうなのかというようなことも、やっぱり考えていく必要があるだろうと思うんです。

それから、これは環境材としてやはり役割を当然果たしていかなければならないだろうと思っているところであります。私、最近もいろいろと学習してみますと、木材の効果、日本的にはあまり感心がなかったんでありますが、いわゆる新月の前段に伐採する木材は極めて効果のある木が採れるということが国際的に認証されました。

そんなようなことで今後、それは新月の前に切ることだけが林業ではありませんから、100パーセントできる可能性というのは極めて少ないかもしれませんが、しかし、そういう意識あるいは技術を持ちながら、あの地域の中で最大に生かせる道もあるのではないかなというようなことも検討しなければならぬという感じもするわけでありまして。

こういった意味で、基幹産業としての振興策というのを十分とっていかなければならないというのが1つだろうと思います。

それから観光関係であります。これはやはり5万人以上も来ているということでありまして、当然それの手立てといえますか、トムラウシ地区でさまざまなことを創造しながら、今後観光客をそこにとどめて、極端に言えばジュース1缶でも買ってもらえるような策を考えれば、それなりに経済効果は図れるだろうと。

それから、最近いわゆる別荘的な人たちも、いわゆるセカンドハウス、こういったものも今2件ぐらい竣工してきているんですが、その道もけっこう可能性があるのではないだろうかと。つまり、あまり開かれてきていない地域といえますか、トムラウシ地区は。

一般的には観光地へ行きますと、多くのお客さんが来るわけで、街の中にいるよりこの観光地のほうが人が多いなんて、よく悪態言われることがあるんですが、トムラウシ地区はまだそこまで至っていないわけで、そういう自然環境の良さを、やはり国民と

いいですか、求める人たちは来るわけでありませう。

そういった意味で、観光産業に対する対応というのも真剣に考えていかなければならないだろうと思います。

それから、山の交流館とむらの関係についても、これは一定の評価はあるわけですが、しかし私自身がやっていて、やはりここは一定の限界が生じてきております。

つまり、体験型の観光を目指していると、どうしても人だとか、あるいはそれに対するさまざまな対策、こういったものがどうしても必要になってくるわけでありませう。最近ですと修学旅行生や学校教育関係の修学のため、あるいは最近では登山者もけっこう来るようになります。しかし、それは夏という一定の行楽シーズンのみといっても過言ではないくらいの状態でありませう。年間を通してうんぬんということになりますと、さらなる検証・検討を進めていかなければならないだろうと、このように考えております。

そういうことになりますと、4つ目にはやはり人材をどうそこで作っていくかということだろうと思います。あるいはそこに就労してもらおう。新しい産業といひませうか、あるいは農業も含めて。そういったことでそこに入ってきてもらわなければならないわけだ。こういったこともやはりこういった産業や、さまざまな条件を克服できるようなところから人材の育成というものを、あるいはそこに入ってきてもらおうということも考えていかなければならないと思ひませう。

私の聞くとところによりますと、けっこう山村留学に来たいというかたはおるようでありませう。しかし、来てみて、たまたま経験的に来るわけでありませうが、やはり働く場がないということだ、結果的には断念せざるを得ない。そんなようなかたがたがけっこう本州の皆さんの中にはおるようでありませう。そういったことも克服できることが、そういった山村留学の増というようなことにも相なってくるのではないかと思ひませう。

たいへん不幸なことだですが、5つ目には観光客が多くなりますと、たいへんごみが多くなってきております。私自身も必ず山へ行きますと袋に3つから4つぐらい拾って帰ってきます。これはどういふわけか私の職場の方針がそうだったから、ごみ箱を置かないわけだ、そこでごみを拾って帰ってくるというのがひとつの常識になっていましたから。

今は町道はもとより、道道はもちろん、林道内、こういったところを1メートルから2メートルぐらい草地の中に入りますと、ごみや空き缶も含めてゴロゴロしてあります。これはなんとかならないのかと。つまりいろんなモラルの問題だといひませうそれまでかもしれませうが、やはりここにいる人たちでなんとかならなければならないと。もちろんいろんな一般的な国民的なモラルの向上とかというのも当然必要になってくるわけでありませうが、そこにやはり限られた人の中でこういったものの処理というのは極めて限界がある。まして観光地でありませうから、それなりにいい風景といひませうか、環境に戻していかなければならないだろうと思ひませう。

そういった意味で、ごみの問題、それから水資源の問題についても今、開発局で水資源地域ビジョンという21世紀のダム造り推進の対応というのが間もなくスタートするだろうと思ひませう。多少財政的にあるようでありませうから、地域としてはある面では真剣に考えているところだありませうが、いわゆるダムの上流におけるさまざまな水の問題、もちろん木材の問題にも関連してくるわけでありませうが、そういった問題に対して地域の中でも、もちろんこれは行政も絡んでくるわけでありませうけれども、それをどう

対応していくのかと。人材はとにかくそれほどいないわけですから、そういった関係からするとかなり限界があるだろうと。もちろん主体は開発局等がやってくるから、その辺は議論すれば一定の条件整備ができるかもしれませんが。

最後に、地域の主体性の役割であります。確かに私もあの地域に住んでいて、たいへん地域は団結力があるというんでしょうか、あるいは家庭的な雰囲気も、あるいは子どもさんのさまざまな教育面においても、私は今まで住んだ街の中では優れたところではないだろうかと、高く評価しているところであります。

つまり、こういった環境が今、社会的に不登校だとか、いじめだとか、さまざまな問題があるわけではありますが、そういったものも克服できる、あるいは社会のいわゆる不安といいましょうか、そういう問題に対処でき得るような地域が今つくられているというのは、特筆されてもいいのではないかなというような感じもするわけです。

当然、地域の人たちの最大の努力があるのは事実であります。そういったものも今後たいせつにしながら、今言った6点の関係、あるいは最後には行政の役割ということで、さきほども町長からお話しありましたので、これは省略しますけれども。そういった7点の問題を総合的に検討・検証しながら、この地域の活性化につないでいき、そしてできるならば、検討会議等もやはり組織していったほしいなということで申し上げておきたいと思います。

最後に、2つ目の町道の関係でありますけれども、ここでは一定の条件整備がされているわけですが、どうも町民がそのかたちや管理体制や情報提供、あるいは町民から逆に情報を流す。これがそういうふうに認識されている状況なのかなということは当然、私たちとしてはたいへん不満であります。

したがってそういった問題、町民にどう徹底し情報提供するのか、あるいは逆に情報を求めてもらうのかと。さきほど広報だとかあるいは町内会対応とか言うておりますが、いわゆる町民すべてにそれがピーアールされても、活用しきれない面はないわけではないんですけども、やはり町民全体がそういった管理体制について「こうなんだ、こうなっているんだ」と。したがって、なにか発生した場合はすぐこういうところに情報提供すれば、地域の皆さんの安全やあるいは災害未然防止になるんだというようなこと等もあるのではないかと思います。その辺が私は極めて不足しているのではないかなという点も含めて、今いちご回答いただきたいと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいま廣山議員から、トムラウシの活性化策と併せて災害対策に対する住民との関係ということでご質問をいただきました。

廣山議員ご指摘のとおり、21世紀はまさに環境の世紀でありまして、そういうふうな観点から考えましても、トムラウシ地域というのはたいへん多くの資源を持っている広大な面積を有する地域でありまして、観光を含めて地域の振興策を考える場合に、いろいろなテーマがあると考えております。

そうしたものをどういうふうに掘り起こしながら、将来の地域活性化に結び付けていく知恵をお互いに出していくかということが極めて大事な問題だと考えております。

実は、交流館とむらを造る際には地域から、地域に集会施設がないのでぜひ造ってもらいたいというお話しから始まったわけでありまして。私は単に地域の集会室だけで施設が出来ても、そこから発展性というのが全く考えられないと。そうではなくて、まさにトムラウシ温泉と屈足市街をつなぐ、ひとつの中継基地としての役割を果たすような地

域の在り方を模索すべきだということを申し上げまして、以来、地域と行政が一緒になって、どうかたちにしていったらいいのかということを議論して、今の施設が出来上がってきた経過があると考えております。

よって、あの施設が出来たことによってトムラウシにひとつの大きな拠点といいましょうか、核ができた。その拠点を地域の皆さんがたがいろいろな知恵を出し合って、情報発信をしながらいろいろな企画をしてお客さんがたを呼んで、トムラウシの持つ雄大な自然で体験観光型のそうした取り組みに努力をされているわけでありまして、そうした面では地域の皆さんがたのその努力に対しまして、あらためて敬意を表したいと考えております。

ぜひ、これは出来てまだ時間がそんなにたっていないわけではありますが、しだいに認知をされてきていると考えておりますし、あの施設をひとつのベースとしながら、これから先の地域全体の発展の在り方を考えていくかということについては、ぜひ地域の皆様がたとわれわれ行政も含めて、今具体的に提案のありますそうした検討会議等を設けながら、廣山議員何点かにわたっていろいろご質問があったわけでありまして、そういうふうなものを1つ1つどう具現化していくかということについての検討をしていくことは、非常に意義があるのではないかと。ぜひそうした方向を目指していきたいと思っております。

ただ、そこで大事なことは、やはりすべて行政依存型では私は成功していかないと考えております。あくまでも行政の分担分と、それから地域が何をどう担っていくのかと。そしてどういう発展の道筋を付けていくかということ、お互いに相談していかなければならないと思っております。

また、新規就農、基幹産業、まさにあの地域の農業であります。現在までもたぶん私の記憶では、お二方ほどが新規就農されまして、それぞれ肉牛等で今がんばっておられます。特にこの肉牛を考えた場合には、酪農と違いまして必ずしも広い面積を必要としないと、そういうふうに思っております。よって、これからもその可能性はあるのではないかと思います。

ただ、新規就農を希望しながら、よそへ行かざるを得なかったというふうなお話があったようではありますが、これはやはり新規就農するための本人としての条件が整備されていたかということが、これは問われざるを得ないのでありまして、これは例えばよその町へ行ったとしても、必要最小限度の要件が整いませんと、これはやはり同じく新規就農ができない。そういうこともありますので、そうした希望されるかたにつきましても、やはりそれなりの必要最小限度の条件整備がなされれば、私どもは新規就農支援のための条例も持っておりますし、そういう面では積極的に誘導しているつもりでありまして、そうしたことが今後出てくるとすればその段階でよく検討していきたいと思っております。

個別具体的なお話もありましたけれども、それらについてはそうした長いスパンの中で当面必要なもの、あるいは中期的にどういうふうにそれらの問題を整理していくのか、あるいは中長期的にどう考えていくのかというふうな整理をしながら、将来の在り方を寄り寄り相談していくことにしたいものと思っております。

それから2点目の災害の際の行政と住民とのかかわりというふうなことでの話があったわけがあります。さきほどもお話し申し上げましたように、今回の台風災害は、おかげさまで日高管内なり上士幌町のほうで発生いたしましたような大がかりな雨量で

はなかったと。それはパトロールをしながら、過去のいろいろな災害、私ども経験いたしてきておりますので、そうしたことと照らし合わせながら、それは行政の枠内で、一定の整理を付けることができた、このように考えております。

この災害を考える場合に、その災害の規模、あるいは種類、それらの程度、これは千差万別でありまして、集中的に急激に雨かさが増していくということになりますと、これは役場を挙げて、実は緊急に招集をいたしまして、現地のパトロールなり必要な手を順次打っていくと、こういうことをいたしているわけでありまして、町民の皆さんがたにそうした災害の影響を受けない、最善の努力をしているところであります。

これは災害の対応によりましては、過去にも何度か経験いたしておりますけれども、その地域の住民を避難勧告をして、受け入れする施設を提供したりとか、いろんな対応をして住民の皆さんがたへの影響を最小限度に食い止める努力をいたしております。

なかなか災害一辺倒ではございませんものですから、そのすべてを町民の皆さんがたにお知らせをしていくということは、難しい面もあると考えております。

町では防災計画というものを作っております、かなり綿密な、しかも膨大な内容になっております。よって災害が起こった場合には、そうした防災計画のマニュアルに沿って対応を進めているということでありまして。

しかし、今までの過程でもこれはまだ定着はいたしておらないと思っておりますが、例えば避難場所をお知らせをしたりとか、そういうようなこともやってきております。しかし、日常普段的に町民の皆さんがたにそうしたご心配があるとすれば、もうちょっと分かりやすく、そうした際における町民の皆さんがたの心得といいたしましょうか、そうしたものもお知らせしていく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、今回の台風の際にもあったんですけれども、水路がかなり水かさが増してきて、もう少しすると水があふれる可能性があるというふうな通報をいただいて、職員が必要な対応をしたという経過もございます。したがって、大きな水が来ますと、それは低地は当然水に浸かるわけでありまして、そうした地域に住んでおられる皆さんがたは、自分たちの周囲のことはかなり把握されておりますので、そうした面ではぜひ町に対する情報の提供というかたちでの協力もお願いしたいというふうに思っているところでございます。

◎湯浅亮議長 10番、廣山議員。

◎廣山輝男議員 町長から一定のお考えをいただきまして、特にトムラウシの活性化策については、さまざまな検討会議等通じながら今後やっていくということでありまして。そのベースはやはり地域の人たちが、いかに主体的にやるかということも、私自身も認識しているところであります。

最後に申し上げておきたいのは、やはり行政のリーダーシップといいたすか、私あそこに住んで一番気になったのは、確かに児童数は少ないんですが、僕の認識では全国一といったらちょっとオーバーでしょうけれども、学校の古さにはびっくりしているわけですね。それは児童がいついなくなるか分からないんだから、新しい建物は建てられ得ないのではないだろうかというようなお気持ちはなんとなく見えるわけでありまして。そういうようなことを考えますと、地域にぽかっと入ってみると、「このままこの街は終わってしまうのか」というような印象も言えないわけではありません。

したがって、私が問題提起しているのは、そういうさまざまな困難な条件はたくさんあるわけです。ましてやここでは解決でき得ないさまざまな経済不況も問題もあります

から。しかし、あの地域のおかれている条件を最大限地域の皆さんとともにやるんだという、町長をはじめとしたそういった認識というですか、決意といいますか、そういったものも非常に地域の人たちを動かすということに相なるのではないかと、このように思っているところでありますので、ぜひよい意味でのリーダーシップを発揮していただければと、このように考えているところであります。

特にベースになる山の交流館とむらの関係であります。実はこれは単に一般的に皆さんのほうから見るとどのように見ているかよく分からないんですが、ひとつの行事をする場合にはだいたい1か月前からさまざまな検証をします。つまり安全対策を最優先に考えます。もちろん行く場所の設定もします。あるいは災害が起きた場合には、どういふふうに対応するのかと、事故とかそういうの。そうしますとだいたい1か月ぐらい前からその企画等を検証していくわけです。そして1週間ぐらい前になりますと再度その辺を再点検する。もちろん来るお客に対するさまざまな条件も出てくるわけでありまから。そうなりますと、けっこう1つの行事をする場合であっても、例えば学校行事にしてもだいたい2か月ぐらい前から検討していくわけでありまから。けれどね。

そんなようなことを考えますと、ベースにすることはよく分かっています。もちろん地域の集まり場所みたいな位置付けも持っておりますから、地域の皆さんのいろいろな議論する場、あるいは交流する場というのはたいへん、あの交流館が出来たおかげで役立っているのはいうまでもありませんが。あそこをベースにしたいいわゆる経済効果と、地域の活性化をうんぬんとするならば、やはり人材というものをやっぱり最大限検討していかなきゃならないかなというようなこと等も考えますと、やはり単純にはいかないということもやっぱり認識しながら、この問題に対しては行政としてはよりよい意味でのリーダーシップを最後には求めておきたいと思ひます

それから町道の関係、だいたい見えてまいりましたけれども、要するに町民にどう徹底するか。さきほど町長は分かりやすくということでのお話しでした。確かに事故や災害はないことが一番いいことですが、しかしいつくるか分からないというやつほど、端的に言えば難しいんですよ、そういう対策はね。私もずっとそういう経験、土木関係もやっておりましたから。

道路関係等については、例えば橋りょうが何年建設するとどのような状況になるかというのは、橋りょう自体、あるいは工作物の保守点検もちゃんと定期的にやらなきゃならんとか、さまざまなことがあるわけです。もちろん雨に弱い地盤といいますか、あるいは河川というものもあるわけでありまから。

そういったものも把握しているのは事実であろうと思うんですが、そういったもろもろを克服していても、やはり予想もし得ないような雨等があった場合、必ずしも十分でなかったということになっていた場合には、これは今までのさまざまな対策が全部ぱあになるという可能性もないわけではありまから。

そういった意味ではやはり、行政の中でもいっしょうけんめいやっておられるということは私自身も分かりましたけれども、町民にやはりこういうこともやっている。こういうことについてはちゃんと協力してくれというようなことも、日ごろから明らかにしてピーアールしておく。あるいは、たまにはさまざまな意見も聴取していくというようなこともやっぱりしておくことによって、万全まではいかないけれども、ある程度万全な対策に至るのではないかなと思ひておりますので、ぜひその辺についても今いちよろしくお願ひし、質問を終わらせていただきます。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 トムラウシの活性化の問題につきましては、何度かご答弁を申し上げたとおりでありまして、そうした廣山議員が今提起されたような話が、実は必ずしも私どもに地域から直接伝わってきていなかったということもございまして、貴重な提言でもありますので、ぜひ将来の地域の振興に資するような在り方をお互いに知恵を出していくことがたいせつなことと、このように認識いたしておりますので、ぜひ地域とそうした話し合いの場を設けていきたいと。

しかし、その際にやはり行政のリーダーシップと。これはこれで十分理解できるわけではありますが、しかし、やはりそれらを成功させるためには私は地域に主体をおいたものでないとならないと、従前からそういう基本的な考え方を持っておりますので、そのことをご理解を賜りたいと思うしだいでもあります。

それから、災害の問題につきましても、これは大きな事故が起こってからでは当然遅いわけでありまして、そのために事前にどういうふうな町としての災害に対する対応、あるいは万が一に備えた対策というふうなものを考えていくかということが極めて大事な問題であります。

廣山議員もご指摘されておりますように、確かに最近では上流域から下流域に相当な流木や山に放置されております間伐材その他が大量に流れ込んでいっていると。そうしたものが橋げたに引っ掛かって、通常では考えられないような、橋のけたが折れてしまったりとか、そうした別の面の問題も最近では出てきているなど見ております。確か中札内でしたでしょうか、橋のけたが折れたというのは、相当な流木が引っ掛かって、水の流れ方が急激に変わるわけですから。そのことによって水圧がかかってああいう状態になったということでもあります。

したがって根本的には、やはり山の保水力を高めたり、治山というふうなものも非常にこれからは大事な問題になっていくのではないかとこのように思っております。

いずれにいたしましても、この災害、どういう災害を想定するかによって、実はその対策というのは全く変わってくるわけでありまして。しかし、町民の皆さんがたに一般的に心得ておいていただくべき事項、あるいはまた、逆に私どものほうの立場から協力をお願いしなければならないことということについては、ぜひ広報等を通じながら町民の皆さんがたに周知を図っていきたいというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

[青柳茂行議員 登壇]

◎青柳茂行議員

1. 町村合併に関する現状と将来的展望について

2項目についてお尋ねしたいと思います。第1問目でありますけれども、町村合併に関する現状と将来的展望についてお伺いいたします。

この間、新得町と鹿追町の任意の合併協議会が設立されまして、2回目の協議会が開かれておると伺っております。

現時点では、両町の合併をするともしないとも決定しているわけではありませんので、その点で今回、原則的、基本的な質問をしたいと思っております。

本来、町村合併というのは2つ以上の町あるいは村が、双方の合意のもとで行われるものですが、その限りにおいては私自身については絶対反対とか、あるいは賛成という

固定的な概念を持っているわけではありません。

しかし、現在進められている合併問題の本質は、いわゆる国、地方を合わせて700兆円もの借金財政のもとで、その解決策として、政府が国民には医療費の引き上げ、介護保険料の引き上げ、さらには年金の切り下げなどの実施を行い、消費税の大幅な引き上げなどの計画が叫ばれている中で、国民の大収奪計画が進められようとしております。

一方、地方自治体には、地方自治体のリストラとも言うべき、地方自治の権限を根本的に打ち崩す町村合併の押し付け、1万人未満の自治体は基礎的自治体の権限をはく奪するという、半ば脅しともとれる強制的な圧力のもとで進められているのが現在の町村合併の本質的な問題だと思っております。

国、地方を合わせて700兆円の借金財政の原因は、地方の自治体にあるのではなくて、多くは国の財政政策の失敗にその原因があります。しかも国は、その失敗の原因を方向転換するのではなくて、全国約3千の自治体を1千の自治体に自治体数を縮小する、そして地方交付税を大幅に削減し財政危機を乗り切り、あくまでも大企業やゼネコン優遇の政策を続けようとしています。そのしわ寄せは当然われわれ国民と地方自治体に予想のつかない負担増を背負わされることになるのではないのでしょうか。

しかも、最近言われていることは、1万人未満ではなく3万人以下は基礎自治体として認めないという、とんでもないことまで言われているわけでありまして。

こういう情勢のもとで進められようとしている町村合併に、果たして明るい将来的な展望が持てるのだろうか。本当に血の通った行政が期待できるのだろうかという点では、はなはだ疑問であります。

そこで、3点についてお伺いしたいと思います。1つ目には、町村合併を進める1つの理由として、「交付税が減らされる、そのために地方財政が持たない。だから合併もやむを得ない」というのが1つの宣伝文句であります。

交付税が名目の額で減額されているのは、そのとおりかもしれませんが、しかし、地方交付税が名目で減っている最大の理由として、3年前の国の制度改正で、地方交付税の振り替え制度として、臨時財政対策債が導入されたことにあります。この臨時財政対策債は、かたちは各自治体が発行する赤字地方債ですが、その返済は毎年、地方交付税で措置すると法律で決まっているものです。ですから財政運営上は、地方交付税と全く同じものであります。

したがって、財政状況を町民のみなさんに説明する場合には、「地方交付税が減って大変だ」ということばかりでなくて、地方交付税と臨時財政対策債の合計額で示すべきでないかと思うわけでありまして。新得町の場合、その関連はどうなっているのか。その合計額が従来と比較して、増えているのか減っているのかお伺いします。

2つ目には、全国的には少なくない自治体で、合併を選択せずに自立を決めた自治体もあります。北海道においては新十津川町がそうありますが、その共通したところは、例えば10年後、あるいは20年後、自分の町の財政状況を分析して、合併をせずに自立の道を選んだ場合よりも合併をした場合のほうが地方交付税の減額率が多い。つまり合併をしたときのほうが余計に減らされるということに最大の理由があります。

そこで、新得町と鹿追町が仮に合併した場合、その点の財政分析ができていのかどうかお聞きしたいと思います。

3つ目ですけれども、先日9月9日付けの北海道新聞によると、奈井江町が道内初の合併住民投票を実施するとの報道がありました。合併問題は最終的には町議会の議決で

決定されるものではありませんが、そこには住民一人ひとりの意向が反映される必要があるのではないのでしょうか。

これまで「町長と語る会」や町の広報などで町民の意見を取り上げる努力をしていることは十分承知しています。しかしながら、それだけでは十分とはいえないと思います。合併論議に町民のみなさんの一人ひとりが参画する。そこで初めて住民合意の合併問題を推進していくことができるのではないのでしょうか。

そのために、住民の意志を反映させるために住民投票の実施、もしくは条例制定の必要のない住民の意向調査をぜひ実施していただきたいと思いますが、町長のご所見を伺います。

2. 介護保険の要介護認定者（要介護支援～介護5）に対する「障害者控除」「特別障害者控除」の適用実施について

第2問目でありますけれども、介護保険の要介護認定者に対する障害者控除、特別障害者控除の適用の実施についてであります。

この問題は、要介護認定者に所得税を軽減させる、つまり確定申告時に税金の還付が受けられるという内容のものですが、所得税法施行令第10条によると、「精神又は身体に障害のある年齢65才以上の者は、市町村長が認定すれば障害者控除及び特別障害者控除の対象」とされていることから、この条項は要介護認定者にも当てはまるのではないかと、この点で国税庁は「障害者控除の対象者にほぼ一致する、限りなく近い」と適応を認める意見を示しております。

つまり、障害者手帳を持たない要支援者から介護5までの認定者すべてに対し、市町村長の判断で障害者控除対象者認定書を発行すれば、納税者本人やその配偶者、もしくは要介護認定者を扶養している親族のかたがたが税の控除が受けられるというものであります。

この点3つについてお伺いします。1点目は新得町において現時点で65才以上のかたがたは何人いらっしゃるのか。全人口に対して高齢化率は何パーセントなのか。そのうち介護保険の要介護認定者と自立と判定されたかたがたは何人いらっしゃるのかお聞きします。

2点目には、この障害者控除の認定について、要介護認定者に対する周知徹底はどのようにされているのか。

3点目には、実際に要介護認定者の中で障害者控除の認定を受けたかたがたは何人いるのかお聞きします。以上です。

[青柳茂行議員 降壇]

◎湯浅亮議長 ここで暫時休憩をさせていただきます、答弁は休憩後とさせていただきます。11時15分まで休憩といたします。

(宣告 10時58分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時15分)

◎湯浅亮議長 斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎齊藤敏雄町長 ただいまの青柳議員の質問にお答えいたします。

市町村合併につきましては、平成12年4月に合併特例法が施行されまして、地方分権の推進、また、少子高齢化や環境問題、情報化の進展といった行政課題への対応のために、さらにはご指摘のとおり国、地方の極めて厳しい財政状況に対応するため、既存の行政区域を超えてまちづくりを進めていくよう、合併を半ば強制的に押し進めております。当然私も全国町村会といたしましても、また、全国町村議長会といたしましても、この合併の強制には強く反対をいたしてきているところであります。

しかし、内閣総理大臣の諮問機関であります地方制度調査会の報告によりますと、この合併特例法の失効後は、新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すとされ、現行法のような財政支援措置はとらないと。また、新法では都道府県が勧告やあっせん等により合併を進めていくということでもあります。

基礎自治体の人口規模につきましては、最近の報道によりますと片山総務大臣は、自治体の人口要件を新法に目安として記載する可能性を示唆いたしております。一定人口規模未満の小規模自治体の業務は、一部を残し都道府県が行うなど、自治権のはく奪と交付税などを含めた財政措置の見直しの考え方も出されているところであります。

国から地方への締め付けは想像を超えておりまして、今後、三位一体の改革などで地方はまだますます厳しくなると想定されております。

このままでは、行財政水準の維持は困難になると思われ、本町におきましても合併問題住民会議、また、議会の市町村合併調査特別委員会の結論も示されたために、ご承知のとおり鹿追町との任意合併協議会を設立し、合併に向けて協議を始めたところであります。

そこで第1点目の地方交付税の関係であります。都道府県と市町村の合計数は3千232ございます。それぞれが一般的には地方税というかたちで皆様から税金を納めていただき、それを基にそれぞれの自治体が行政サービスを提供しているところであります。

ところが、標準的な行政を行うために必要なお金が税金で賄えるところと、賄えないところがあり、具体的には北海道では、賄える自治体は泊村だけあります。残りの211の市町村と北海道は、税金だけで賄えないところになっております。

その賄えないところの不足するお金を国が集めた税金から、これは具体的には所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ消費税の中から一定のルールに基づいて交付されるのが地方交付税であります。

その地方交付税の中には、標準的な行政サービスを一定のルールで計算いたしまして交付する普通交付税と、災害など特別な行政需要に対応するために交付する特別交付税の2種類がございます。

そのうち普通交付税だけの金額が、新得町では平成11年度では38億7,000万円ありました。これが毎年減らされておりまして、今年度は28億3,000万円と、10億円以上の減額となっているところであります。

交付税の原資になる国の税金であります。過去、国民が税金を一番納付できたのは平成2年度のときでありまして、60兆1,000億円でありました。それ以降は減り続けてきておりまして、平成14年度の決算では43兆8,000億円で、今年度はもっと減る見込みであります。

しかし、地方交付税につきましては、国の税収が減っても景気浮揚の意味もありません。

て、総額は減らさないで平成12年度までは国としては増やしてきたわけでありまして、そのために不足した分を地方交付税の特別会計で借金をいたしまして、交付税として交付してきたものでありまして、その残高は32兆円となっております。この額の元利は、将来に向かって国と地方が2分の1ずつを折半いたしまして、今後交付されるべき交付税の中から毎年償還をしていかなければならないというシステムになっております。

また、平成13年度から15年度までの3年間は、不足している財源の一部は自治体が借り入れをして対処していただきたいというのが、いわゆる臨時財政対策債であります。これは元利の100パーセントが地方交付税に算入されてまいります。

本町では平成13年度におきまして、この臨時財政対策債は2億円、また、14年度は4億3,000万円、今年度は約5億1,000万円と見込んでおります。

交付税と臨時財政対策債の合計額につきましても、平成13年度は37億1,000万円、14年度は35億1,000万円、今年度は33億4,000万円を見込んでいます。

合計額での推移で見ましても、平成11年度をピークにいたしまして、毎年2億円近く減ってきているところでございます。

なお、平成16年度以降の不足する財源対策はどうなるのかは、これからの議論になっておりまして、いわゆる三位一体の改革、あるいは国庫補助金の見直し、併せて北海道の新たな財政再建問題など、自治体の財政環境はますます厳しくなるのは誰もが認めるところと考えております。

次に2点目の財政分析であります。任意協議会といたしまして、両町の共通認識のうえで今後財政のシミュレーションの作業を進めてまいります。それらの結果が出しだい、いずれ町民の皆さんがたに公表できるものと考えておりまして、いましばらく時間をいただきたいと思っております。

また、新十津川町のことがご質問にありましたが、基本的には青柳議員ご指摘のとおりかもしれませんけれども、しかし、合併問題を検討する必要もあるということでありまして、本年1月に中空知地域任意合併協議会に参加を決めているところであります。

また、北海道内における8月時点での合併協議会の設置状況であります。法定協議会が3地域13自治体、任意協議会が18地域71自治体、合わせて84自治体に参加をいたしております。

3点目の住民投票もしくは住民意向調査であります。合併に関する住民への情報提供は、今日まで町広報紙をはじめといたしまして、「こんにちは町長です」の開催、あるいは「まちづくり大会」での合併をテーマとした講演、また、合併問題住民会議のフォーラムの実施など、過去数年にわたりまして、いろいろなかたちで情報の提供を行ってきたところであります。

町民の皆様におかれましても、将来の町の行く方に重大な関心を持っておられますので、町民の意志の把握はたいへん重要なことと認識いたしております。

11月には、地方制度調査会の最終答申がなされる予定であります。一部には、人口要件を引き上げるべきとか、また、小規模自治体の権限を都道府県か周辺市町村に肩代わりさせるとか、地方交付税の段階補正の見直しなどが報じられているところであります。

したがって、それらの結果を見たうえで、なんらかのかたちで町民の皆様がたの意向の把握に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜わりたいと思っております。

次に、介護保険要介護者に対する障害者控除についてお答えいたします。

最初に制度の概要であります。所得税法並びに地方税法におきましては、身体障害者手帳、精神障害者福祉手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けておられるかたは、障害者控除、特別障害者控除が受けられることとなっております。

また、手帳の交付を受けていないかたでも、65歳以上の高齢者につきましては、手帳交付者に準ずる者として市町村長が認定をした場合は、障害者控除並びに特別障害者控除が受けられることとなっております。

最初に1点目の本町の高齢化の状況であります。本年8月末現在で、人口が7千435名、65歳以上の高齢者が1千993名、したがって高齢化率は26.8パーセントとなっております。このうち、介護保険の要介護認定者は300名。また、本年4月から8月までに要介護認定の申請をして自立者と判定されたかたは2名となっております。

2点目の障害者控除の周知であります。従来から特別に周知はいたしておりません。しかし今後は、確定申告時期等に向けて、広報紙及び要介護認定通知の際に、障害者控除制度の周知を図っていきたくと考えております。

3点目の要介護認定者の中で、障害者控除の認定を受けたかたは現在はありません。なお、要介護認定者の障害者控除認定に当たっては、国及び道の通知に基づき実施してまいりたいと考えているところであります。

[齊藤敏雄町長 降壇]

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 答弁をいただきまして、1つ目は臨時財政対策債、交付税合わせて約2億円の減額ということですね。ですからはっきり減っているということは了承いたしました。それでこの合併問題について、私は最大の問題は、やはり住民の暮らしがそのまま維持されてさらに発展していくのか。あるいは、合併によって住民に対する行政サービスや、あるいは負担、さまざまな公共料金の値上げだとか、国保税の引き上げだとか、そういうようなもろもろのかたちで負担が増えていくのかというような点では、非常に大事な点だというふうに考えるわけであります。

その点で、さきほどシミュレーションがまだ出来上がっていないということでありませうけれども、私も全国各地の指標をずっと見まして、さきほど新十津川町についてはだいたいその状況でありますけれども、今年の2月に自立する方向を決めたという報道になっているわけです。

それで新十津川町は約7千人を超えるといいますか、ほぼ新得町と同じ規模の町だというふうに私も認識しているわけでありませうけれども、ここの平成12年度を100パーセントとして、20年後の平成32年度までの地方交付税がどのようになっているかという予測を立てているわけです。

それでこれを見ますと、平成22年の段階で既に合併をした場合のほうが地方交付税が大幅に減っている。例えば合併をしなかった場合については地方交付税は、現在を100パーセントとすれば約70パーセントまで減っております。しかし、合併をした場合の地方交付税は、70パーセントをさらに下回って65パーセントくらいまで下がっているわけです。

それで、やがて20年後にはどうなっているかということ、合併をしなかったときの地方交付税が70パーセントをちょっと下がったぐらいで、67、68パーセントにとど

まっていますね。それで合併した場合のほうは30パーセントまで地方交付税が引き下がっていると。大幅に合併をしたときのほうが地方交付税が減っているというような指標が出ているわけです。これは新十津川町だけではなくて、このように指標を出しているところはおおむねだいたい同じような状態になっているわけです。

これを見ますと、やはりさきほど町長も言ったように、なかなか厳しい財政状況になるのは間違いないと思うんですけれども、さきほど申し上げたように、住民の暮らしそのものが、あるいは引き下げられたりということになると、これはやはり大変なことになると思うんです。

それで現実に、実際に町村合併をやったところもあるわけですが、1つ例を挙げますと、さいたま市です。ここでは旧大宮、あるいは浦和、与野市、この3つの市が合わせて104万人の都市になっているわけですが、市庁の職員数が、例えば大宮市でいえば1千100人いたのが600人になっていると。あるいは与野市では、430人が216人まで減っているわけですね。

ですから、例えば新得町・鹿追町が合併したときの場合を考えると、当然役場の職員の皆さんが、この指標からいうと約半分に減るのではないかという予測が立つわけです。そのことによってどういうことが起きているかという、いわゆる中心街、商店街のところの客数が減少しているとか、やはり街のにぎわいなくなってきたというような状況になっていますし、それからもう1つは、国保税の引き上げだとか、そういうような状況にもなっているということですね。

それから、私は役場だけではなくて、各施設、あるいは学校の問題についても同様のことがたぶん言えるかと思うんです。例えば今、道教委が進めているんですけれども、北海道の各地の、例えば1つの町に高校が2つ以上あるところは、やはり統廃合、縮小ですね、間口を減らすとか、そういうことをやっております。それで野球でけっこう強い砂川北高校、ここが来年度の春には廃校になって、砂川南と一緒にしてしまうというようなことも聞いておりますし、全道各地でこういうことが起きるということになっております。

ですから、そういう意味では今、新得高校あるいは鹿追高校です。これが一体どうなっていくのかというようなことも私は当然心配になる点でありましてけれども、お聞きしたいのは、この合併によって見通しとして行政サービスの低下にならないのかとか、あるいは町民の負担が増えることがないのかとか、その点で今の時点での見通しについてお伺いしたいと思います。

さらに2点目でありますけれども、いわゆるなんらかのかたちで住民の意向を把握していきたいという答弁をいただいているんですが、この点についてはぜひそのようにやっていただきたいなというふうに思っております。

それから2点目の介護保険の障害者控除の問題ですけれども、これはさきほど質問したように、いわゆる介護認定者ですね、これは介護認定を受けている65歳以上のかた、所得税を払っているかたです。それから、息子さん、娘さんが、いわゆる介護認定者を扶養している場合、これが当然対象になりまして税金が還付されるという内容のものであります。

そういう意味でお伺いしたところ、相当数いらっしゃるわけですが、周知の徹底がこれまでされていないということでもありますけれども、町長の答弁は、来年の確定申告に間に合わせるということで伺ったわけですが、ぜひ実施していただいて、

今医療費の引き上げとか、介護保険料の引き上げなどによって、いわゆる高齢者の生活が大変な時代になっていると。少しでも還元されるようにぜひしていただきたいというようにお願いしたと思います。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 お答えいたします。青柳議員ご指摘ありましたように、臨時財政対策債を含めたとしても、町に交付される交付税を含めてトータルとして減額されてきていると、これがまさに現実でありまして、簡単に言いますと、臨時財政対策債で財源補てんを将来に向かってするとしても、国はそれを持ってくる財源が実はないわけでありませう。

したがって、交付税の中の単位費用ですとか、段階補正ですとか、あるいは事業費補正ですとか、そういうルールの中で交付税は計算されるわけでありませうが、その基礎となる数値を下げれば、いくらでも地方交付税を圧縮していける、実は交付税はそういうシステムになっているわけでありませう。

したがって、残念ながら形式的には穴埋めとして臨時財政対策債を発行して面倒を見るとはいいながら、結果としてその財源を国は埋め合わせができないので、よって地方交付税の本体に手を付けていると、これが現実の問題でありませう。

それから、合併をすることによって行政サービスが低下したり、あるいはまた、住民の負担が増えないかというお話でありませう。私は直接的に合併をすることによって町民の皆さんがたの生活が急激に変わるということは避けていきたいと考えておりませう。しかし、全体の自治体の財政状況が非常に厳しい状態に追いやられてきておりませうので、そうした意味では、やはり日常普段的にいろいろな見直しを進めていかなければ、結果として財政はもたないというのが現実の姿でありませう。

したがって、直接的に合併をしたからということではなくて、必要なものについてはこれから先も見直しを進めていかなければ行財政の運営はできないと、そのように考えておりませう。

それから、財政シミュレーションのお話しがございました。この財政シミュレーションというのは、非常に難しゅうございまして、それはなぜかといいますと、地方交付税が国のし意的なやり方によっていくらでも変えていくことができるというのが地方交付税のシステムでありませう。ですからさきほど申し上げました3つか4つの指数を、国もお金がないわけですから、したがってトータルとして地方交付税の毎年度の総額を決めます。それは当然下がっていくわけですから、それを逆算してさきほど申し上げた指数を決めていくと、実はこういう仕掛けになっているわけでありませう。

したがって、これから私どもも財政のシミュレーションをやるわけでありませうが、その前提条件をどこにおくかによって答えが大きく変わらざるを得ないと、これが実は財政シミュレーションなのでありませう。

国でさえ将来の地方交付税がどうなっていくかということについては一切示していないわけでありませう。その中で一定の過程といたしましようか、前提条件の中でシミュレーションを続けていかなければならないということでありませうので、そうした面ではこれは非常に難しい問題でありませう。

しかし今の時代、交付税が将来に向かって増えていくというふうなことは、これは到底考えられないわけでありませう。さきほどの国全体の国税の収入も、過去の経過を説明したわけでありませうが、大きく減ってきていると。そういう中で国も予算編成をしな

ければならない。都道府県も市町村も予算編成をしなければならぬわけでありますから、よって今後の景気の動向なり、国全体の税収の動向がどうなっていくかと、このことにまさに左右されてくるわけであります。

しかし私は、常識的な一定の前提条件を定めた場合に、その枠内で合併をしたと仮定したら将来自立の見通しが立っていくのかと、ここの整理をしないとしないのではないかと、そのように思っております。

したがってこれは、国もそういう状態でありまして、その結果として地方もそういう状態に追い込まれていくわけでありますので、よって日常普段的な行財政の改革というのは、これはこれからもどうしても進めていかなければならないと。よって、そうした一定の前提条件の枠の中でその将来の支出の展望を作りながら、その枠内で自立を目指す方向を検討するしかないのではないかと考えているところであります。

いずれにいたしましても、合併で求められるのは、私はその合併効果といいたしうか、規模は大きくなるわけでありますね。その結果としてどういう合併効果を見いだすかと。それは端的に申し上げますと合理化の要素が絡んでくることも当然想定されることでありまして、あるいは両町で同じようなものを行っているとしたら、それをどうにかたちで見直しをしていけるか。そういうようなことを一つ一つ突き合わせをしながら、将来展望を切り開いていかなければならないかぎりには、合併効果を求めていくことは非常に難しくなるのではないかと、そのように考えております。

よって、そうした問題はこれから両町で真剣に議論しながら各論にこれから入っていくというふうを考えているところであります。

したがって、1町でのいわゆる合理化効果よりも、そのスケールメリットを生かした大きな規模での合併効果というのは、大きく求めていくことができるのではないかとこの前提に今は立っております。

それと高等学校の問題に関連いたしまして、1つの自治体に2校は置かないというお話しもございました。それは道教委あたりの考え方としてそういう方針を出すかもしれません。しかし今、個別具体的に新得と鹿追と両町でこの高等学校を考えてみますと、本町の高等学校につきましては普通高等学校であります。それから鹿追町の高等学校は中高一貫教育ということで、全く特色が違っております。したがってその2校も特徴を将来とも維持しながら、両校が将来に向かって存続できるように私どももいろいろな働き掛けをしていかなければならないのではないかとこのように考えております。

道教委が1自治体に2つ以上の高等学校を置かないという方針を出しているのかどうかは私は承知はいたしておりませんが、それぞれ特色を将来に向かって残しながら存続できるような働き掛けが必要ではないのかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 合併効果ということですが、ぜひその合併効果というものを注目していきたいというふうに考えておりますけれども、何よりもやはり住民の暮らしというのが一番大事だと思います。

そういう意味で、一般的な見直しということと、それから合併を実施した場合での見直しとはこれは全然質が違うと思うんですね。

そういう意味で、ほんとうに町民の皆さんに苦痛を与える、痛みを与えるという印象を与えると、これは合併の展望に失望感を与えるものにしかならぬだろうというように今感じるわけですね。

ですから、さきほどのシミュレーションということもできていないわけですが、ほんとうにその辺をしっかりとやっていただいて、住民に不安を与えないと。しっかりと見極めながら合併問題をぜひ進めていただきたいと思います。

先日も町の開基100周年記念の式典があったわけですが、いわゆる町がつくられて100年たっているわけですね。ですから、そういう100年がたった中での歴史的な大事業でありますよね。

ですからそういう意味で、やはり町民の皆さん一人ひとりが合併問題の論議に参加していくというような点でも、ぜひ住民不在にならないように、さきほど申し上げた住民投票までいかなくても、ほんとうに全員が参加できるようなまちづくりをぜひ進めていくことをお願いしまして、質問といたします。

◎湯浅亮議長 齊藤町長。

◎齊藤敏雄町長 ただいまの青柳議員のご質問の趣旨は、私も十分認識できていると考えております。

やはり合併問題というのは、町民にとりましても非常に大きな課題でありますし、そしてまた、その結果に対する一抹の不安というふうなものもお持ちであろうというふうにも推測をいたしております。

いずれにいたしましても、さきほど申し上げましたように、急激に町民の生活に影響を与えないかたちで合併をどう施行していけるかということが極めて大事なことでと考えております。

また、それぞれの町や地域にはそれぞれの歴史や、あるいは文化、そしてまた地域性というものが存在するわけでありまして、そうしたものを最大限地域のそうした良さというものが将来に向かって残されていくという在り方というものを、どうしてもこれは検討していかなければならないと思っております。

私どもも合併の相手方が鹿追町という具体的な段階になりましたので、過般地域に向きまして、いろんなご意見を聞きながらその間の経過等についても説明をしてきたところでありますが、しかし時間の経過とともに町民の皆さんがたの関心も高まってきていると考えております。

これから先もできるだけ細かく、出前講座のようなかたちで地域のご要請にこたえながらいろんな話し合いを続けていきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

◎湯浅亮議長 これにて、一般質問を終結いたします。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案調査のため、9月20日から9月21日までの2日間、休会することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、9月20日から9月21日までの2日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。
本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時49分)

第 3 日

平成15年第3回新得町議会定例会（第3号）

平成15年9月22日（月曜日）午前10時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第62号	物品購入契約の締結について
2	議案第63号	平成15年度新得町一般会計補正予算
3	議案第64号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
4	議案第65号	議員派遣の件
5	認定第1号	平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
6	認定第2号	平成14年度新得町水道事業会計決算認定について
7	意見案第9号	審査結果について
8	意見案第10号	審査結果について
9	意見案第11号	審査結果について

会議に付した事件

	諸般の報告（第3号）
議案第62号	物品購入契約の締結について
議案第63号	平成15年度新得町一般会計補正予算
議案第64号	平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
議案第65号	議員派遣の件
認定第1号	平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成14年度新得町水道事業会計決算認定について
意見案第9号	審査結果について
意見案第10号	審査結果について
意見案第11号	審査結果について

出席議員（16人）

1 番	川 見 久 雄	議員	2 番	金 澤	議員
3 番	齋 藤 芳 幸	議員	4 番	松 尾 為 男	議員
5 番	柴 田 信 昭	議員	6 番	千 葉 正 博	議員
7 番	宗 像 一	議員	8 番	石 本 洋	議員
9 番	吉 川 幸 一	議員	10 番	廣 山 輝 男	議員
11 番	齊 藤 美代子	議員	12 番	藤 井 友 幸	議員
13 番	青 柳 茂 行	議員	14 番	武 田 武 孝	議員
15 番	高 橋 欽 造	議員	16 番	湯 田 浅 亮	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教 育 委 員 会 委 員 長		小 笠 原 一 水
監 査 委 員		吉 岡 正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助 務 課 長	鈴 木 政 輝
企 画 調 整 課 長	畑 中 栄 和
税 務 課 長	浜 田 正 利
住 民 生 活 課 長	富 田 秋 彦
保 健 福 祉 課 長	小 森 俊 雄
施 設 課 長	秋 山 秀 敏
農 林 課 長	村 中 隆 雄
商 工 観 光 課 長	長 尾 正 之
児 童 保 育 課 長	貴 戸 延 未
老 人 ホ ー ム 所 長	高 橋 松 敏 昭
屈 足 支 所 長	長 谷 川 貢 一
庶 務 係 長	鈴 木 貞 貴 行
財 政 係 長	安 達 貴 広

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教 育 長	佐 々 木 裕 二
学 校 教 育 課 長	高 橋 昭 吾
社 会 教 育 課 長	齊 藤 正 明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 加 藤 健 治

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	田 中 透 嗣
書 記	渡 辺 美 恵 子
書 記	田 中 光 雄

開 議 の 宣 告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席でございます。
直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣 告 10時00分)

諸般の報告(第3号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 議案第62号 物品購入契約の締結について

◎湯浅亮議長 日程第1、議案第62号、物品購入契約の締結についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和総務課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 議案第62号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

1、契約の目的。庁舎コンピューター購入。

2、購入契約をする物品名及び数量。パネルトップ型パソコン、54台。

3、契約の方法。指名競争入札でございます。

4、契約の金額。885万1千500円でございます。

5、契約の相手方といたしまして、上川郡新得町屈足旭町3丁目30番地、有限会社もみや電機商会、代表取締役、初山勝。

なお、納期につきましては、平成15年11月28日といたしてございます。

次のページに資料といたしまして、仕様及び仕様設定価格表並びに各課配置台数表を添付してございます。

以上よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 これより質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 2点ほどお伺いいたしますけれども、まずアフターの関係ですが、もみやま電機商会さんが基本的にはするものかと思っておりますけれども、その辺についてどのような体制をとるのか、お聞きをいたしたいと思っております。

それから、資料の8番目に、保守のかたちはセンドバック方式と書いてあるんですが、これはどういう方式なのかお知らせをいただきたいと思っております。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。アフターの体制でございますが、今回落札いたしましたもみやま電機さんにつきましては、昨年と一昨年、屈足南小学校と新得小学校でコンピューターの納入の実績もございまして、また、仕様書のほうで今ご質問ありましたセンドバック方式でございますが、これは5年分保守料をあらかじめ業者に支払って無料で修理するという意味の言葉なんです、仕様書の中で5年間機器保守を義務

付けていると、そういうことになっておりますので、アフターの体制は万全なのかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 それで、私がお尋ねしているのはアフターが、壊れないのが原則かと思えますけれども、機械ですから壊れるわけですね。実際に壊れた場合で、どのような、帯広から来るのか札幌から来るのか分かりませんが、それはどのようなかたちで実際に入出入りすることになりますか。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。故障の修理の場合につきましては、もみやま電機ではなくメーカー直接になるかなというふうに思います。帯広に営業所があるのかどうかちょっと確認してはいないんですが、いずれにしてもメーカーから直接来て修理するというふうになると思います。

◎湯浅亮議長 12番、藤井議員。

◎藤井友幸議員 それで、技術のことはよく分かりませんが、この54台、一度に故障ということもあるのか。回線によっては一度に54台が全部止まるということもあり得るのかと思うんですね。

それから、たまたま2台が故障になってあとは動いている。これは機械ですから、どういふふうになるか分からないんですが、基本的にはこの5年間は無料でやってもらうということの契約ですね。ですから今言った八百何万円の中には要するに5年間の修理代というんですか、それも入っているという解釈ですね。

それで具体的に、例えば修理中は機械が止まりますね。そういうときは最大で例えば3日は停止になるとか、1日停止になるとかあるんですが、例えば札幌から来る場合と、帯広から来る場合と、もみやま電機がすぐやる場合と違うんですが、最大少なくとも、これだけ特殊な機械であれば私は札幌かと思うんですね。そうすると少なくとも3日くらい止まってしまうのかなと思うんですが、そういう止まったときに業務上支障が出ないのかどうか、その辺分かりましたらお知らせをいただきたいと思えます。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回購入する54台が全部一斉に故障ということは、基本的に今回購入する機器ではあり得ないのかなと。というのは、今回購入するのは個々の単体でありますので。もし、そういう事態が発生するとすれば、コンピューターのサーバーといいまして、本体、集中制御をしていると言ったら言葉悪いかもしれませんが、そのサーバーが故障したときは全部が止まるということはあるかもしれないです。

したがって、そのサーバー故障以外は一斉に止まるということはあるかというふうに思えます。

個々の単体が故障した場合には、要は業務に支障をきたすというのは、その中に入っているデータを引き出せないがために、業務に支障があるということはあるかもしれないですが、単なる事務作業は、ほかのものでできるのかなというふうに思っております。

したがって、修理に3日かかるかどうか、ちょっと私もそこまで確認してはいませんが、業務に基本的に支障があるということはないのかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 54台の購入ということなんですけれども、庁舎コンピューター購入ということは、役場の庁舎内のみの購入なのかというのが1つです。

それから54台を購入する理由なんですけれども、これまで使っていたコンピューターを一定の買い換えの時期が来て54台を買うのか。それとも新たに新規として54台を購入するのかということをお聞きしたいと思います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回購入するコンピューターの配置箇所がありますが、資料の下段に記載してありますように、役場の庁舎のほかに、支所と教育委員会の分も含まれております。

それから全部新規かどうかということですが、現在52台のコンピューター、これは町村会のネットワークに接続しているコンピューターであります。それ以外に単独のコンピューター、例えば広報を作るためのコンピューターとか、土木の積算をするためのコンピューターとか、単独で設置しているのがあるんですが、それは別にしまして、町村会に接続しているコンピューターは52台あります。そのうち平成9年に購入して、5年を経過しているもの、それは非常に故障も多いんですが、それが34台あります。それにつきましては故障して最終的に動かなくなるとデータが全部なくなってしまいますので、その辺もありますので今回その34台を更新すると。そして今回54台新規で購入いたしまして、それと先日補正予算で地域インターネットの補正予算の議決をいただきましたが、その補助事業で11台購入します。合わせて83台になりまして、基本的に1人1台という体制で事務を進めていきたいというふうに考えております。

◎湯浅亮議長 13番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 83台ということは、役場庁舎内で使っているコンピューターの総台数が83台ということなんでしょうか。その辺ちょっと。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。83台というのは、町村会のネットワークにつないで、庁舎でLANを組んでいるのが83台ということになります。それ以外にさきほど申し上げましたように単独で設置しているもの、広報とか土木の積算とか、国保の国と直接つながっているとか、そういうコンピューターがあります。

そちらのほうの台数は今資料を持って来ていないんですが、10台か、それ以上かあるかなと思います。

◎湯浅亮議長 9番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 前に私、パソコン、コンピューター等は、非常に知識が不足して単純な質問をさせていただいたんですけども、今回も単純な質問でございますが、役場の庁舎各課に配置したら、町の機密は、「帯広で直しにくるのか札幌で直しにくるのか、さあ、だれか分かりません」と、こういう返答では。

私は機械が壊れるというのはさほど問題にしていらないんです。町の機密を取られる恐れがあるのかないのかってところなんですよね。どこのだれか分からないのが、役場の機械を直しに来て、それ以上のものを取られても、だれも分からないというところに問題があるんです。

だから、ここに機械の修理うんぬんは書いているけれども、それ以上にたいせつなものが、パソコン、コンピューターにはあるんじゃないかなと。前にも指摘していますけ

れども、そういうのは購入するときに頭の中に入っているのかどうか、ご答弁願います。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。いわゆる個人情報漏れるというか、秘密の情報が漏れるのではないかということだと思っておりますが、今回購入するのは町村会のネットワークに接続いたしまして、基本的には外部等は接続していないために、セキュリティの問題は特に問題ないかなと思っておりますが、故障の場合につきましては、その業者が情報を持ち出すというか、そういうことは考えられないのかと言われてますと、「絶対ありません」とは、信用問題の中でやっているんですが、それは私も言い切れないかなというふうに思います。

そこは、あくまでも役場と業者との信用関係の中でやっていくしか方法がないのかなというふうに思います。

◎湯浅亮議長 9番、吉川議員。

◎吉川幸一議員 正直言って、絶対安全だというふうには言えないと、これが正直な答えだと私は思うんですね。

ですから、こういうふうなものは、私はそういうところをはっきりして、そういうふうな可能性は、信頼関係に基づくという言葉じゃなくて、そこら辺ははっきりしないと。地元から買われるのもいいんだけど、そこら辺だけは各入札業者にはっきりしておかなければ私はいけないと。そして壊れた場合、直す人はどここのメーカーのこういう人が当面直しますと、そこら辺の確認だけはきちんとして入札をされるべきだと私は思うんだけど。

◎湯浅亮議長 暫時休憩をさせていただきます。

(宣告 10時15分)

◎湯浅亮議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時17分)

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。吉川議員のご指摘のようなことも、もしかしたら考えられるかもしれませんが、今後修理に来る会社のかたから身分証明書の提示を義務付けるとか、それを含めて守秘義務の徹底を図るような体制をとっていきたいというふうに思います。

◎湯浅亮議長 ほかに。松尾議員。

◎松尾為男議員 この入札に当たって、1つは最低制限価格は設けていたのかどうか。

それから、基本仕様にあるように、5年間分のハードウェア保守料金含めて、最も安価な方法で提供することということになっていまして、こちら側でいちおう予定といたしますが、市場価格で見ているものでここにありますがけれども、この価格はソフトウェア分ぐらいしかないんですね。全体の3分の2ぐらいの価格で落札しているんですけども。

さきほど藤井議員も言っていましたように、かなり25パーセントも低い価格で落札しているんだけど、その場合、あらゆる面ではんとうに対応できるのかということ、入札後は聞いてみましたか。ほんとうに仕様どおりにやれるのかどうか。あまりにも値段に格差があり過ぎるので。安いほうがいいんですけども、それにも限度があり

ますから。ほんとうに全体の体制がきちっととれるのかどうか、確認したかどうかお伺いします。

◎湯浅亮議長 畑中総務課長。

◎畑中栄和総務課長 お答えいたします。今回の入札で最低入札価格の設定というのは出しておりません。

仕様にあります保守の関係であります。安価な方法でと記載してあるんですが、これにつきましてもあくまでも業者さんが5年間保守を前提に安い方法でやってくださいよという意味であります。

そして仕様どおりやれるのかどうかという話ですが、入札後に業者ともいちおう話はしておりますので、その辺はこのとおりやっていただけのものというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第62号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第63号 平成15年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅亮議長 日程第2、議案第63号、平成15年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第63号、平成15年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ438万円を追加し、予算の総額を69億9,053万6千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

8款、土木費、都市計画費では、公共下水道事業特別会計において、納付する消費税額がこのほど決定をいたしました。しかし、当初予算に計上しておりました金額が違算過少となり、予算に不足を生じたため、増額の補正財源として特別会計繰出金を計上しております。

4ページ、歳入の16款、繰入金では、今回の補正財源として、財政調整基金繰入金を計上しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号 平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正
予算

◎湯浅亮議長 日程第3、議案第64号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木助役。

[鈴木政輝助役 登壇]

◎鈴木政輝助役 議案第64号、平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ438万円を追加し、予算の総額を4億7,944万4千円とするものでございます。

5ページ、歳出をお開き願います。

1款、事業費の一般管理費では、さきほど一般会計でご説明をいたしましたとおり、消費税額の確定に伴い、不足分を増額しております。

4ページの歳入の4款、繰入金では、今回補正に伴う財源調整のため、一般会計繰入金を増額しております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

[鈴木政輝助役 降壇]

◎湯浅亮議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、石本議員。

◎石本洋議員 水道料金にかかる消費税を全額一般会計の繰入金で処理すると、こういうことでもあります。

要するに、受益者負担でなしに、下水道を利用しない一般町民も、使った人の消費税を負担すると、こういうようなかたちになるわけで。私これはやむを得ない面があるなという気もしないわけではないんですけども、基本的なものの考え方としてはそういう意味でどうもふに落ちないなと。

これは一番最初に当初予算の中で、「こうこうこうで、どうしても予算が足りないよ。したがってこうだよ」というようなかたちで出てくると、まだなんとなく了承しやすいんですが、こういう途中で全額を消費税に対応するんですよというかたちで出てくると、私たち一般町民に対しても、「なんで下水道を利用しない私たちが税金を出さなければならないの」と、こういうようなかたちになるのかなと、こういうような感じがするわけですね。

ですから、今後の下水道会計、あるいは水道など、そういったようなかたちの中での消費税というものの考え方というのは、十分考慮しながら対応していかなくちゃならない

など。

同時に、国に対して消費税の在り方というものをやはり問うべきだと。今後消費税が7パーセントに上がる、あるいは10パーセントになると、こういうような段階で一般会計から足りない消費税を負担するんですよということで出していくということは、必ず将来大きな問題になり得るなど、こういうような気がします。その面の考え方というのを示していただきたいなど、こう思います。

◎湯浅亮議長 浜田企画調整課長。

◎浜田正利企画調整課長 まず、今回の補正の趣旨からあらためてご説明申し上げますけれども、消費税というのは4月から3月までに事業活動によった税金が町のいわゆる料金収入で入る場合と、それから町が事業活動をするために工事を発注しますと、例えばメーター器、そういったときに消費税を上乗せして払うんですけれども、その町の特別会計で入ってくる消費税と町が納付するその消費税の差額を申告をするのが今回の消費税の相当額になっていきます。

そのうえで、今回石本議員の言われた受益者負担ではない税金でという、こっちの話になると思うんですけれども、この消費税の制度上、いわゆる町が消費税を余分に払う場合と、逆に受益者、料金のほうで余分に町がもらう場合と2通り出てくる可能性があります。

今回は皆様からいただいた税金が消費税相当額が多くて、町が払っていた税金が少ないので、それ相当分を消費税として国に納付しますと、逆の条件になっております。この逆というのは、逆に言えば町が消費税を余分にもらう場合というのが想定されるんですけれども、今回は逆で納付すると。

そのうえで、国に対してというのは、これはあくまでも消費税上の制度の問題なので、1つの会社が益税が上がる場合もあれば、益税がない場合もあると同じように、理論的には国うんぬんという問題ではないのかなと思っておりますけれども。

たまたま今回の補正の対応が基金から繰り入れたということで、そういう印象を与えたのかもしれないけれども、逆に納付のない場合については相当分が逆に利益として上げれば貯金ができるというかたちになるのかなと思っておりますので、決して受益者負担うんぬんとは、ちょっと話が若干違うのかなというふうに思っております。

◎湯浅亮議長 8番、石本議員。

◎石本洋議員 消費税について高説な説明をいただきまして、どうもありがとうございます。

そこで、公課費が528万円になりましたので、これでいきますと最初90万円はこの消費税として見込んでいたのですか。

(「はい」の声あり)

それであれば理解できます。

◎湯浅亮議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第65号 議員派遣の件

◎湯浅亮議長 日程第4、議案第65号 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件については原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張並びに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

本件は、原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張並びに細部の取り扱いは、あらかじめ議長に一任することに決しました。

日程第5 認定第1号 平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第5、認定第1号、平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について、これを認定することに決しました。

日程第6 認定第2号 平成14年度新得町水道事業会計決算認定について

◎湯浅亮議長 日程第6、認定第2号、平成14年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の決算審査報告書は、別紙配布のとおりであります。

◎湯浅亮議長 これより採決いたします。

本件に関する委員長報告は、認定議決であります。

本件は委員会決算審査報告書のとおり認定することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、平成14年度新得町水道事業会計決算認定について、これを認定することに決しました。

日程第7 意見案第9号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第7、意見案第9号、道路整備に関する意見書を議題といたします。お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第8 意見案第10号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第8、意見案第10号、北海道新幹線の建設促進を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅亮議長 挙手多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

日程第9 意見案第11号 審査結果について

◎湯浅亮議長 日程第9、意見案第11号、平成16年産畑作物政策価格等に関する要望意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅亮議長 挙手全員であります。

よって、本件は委員長の報告どおりとすることに決しました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成15年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時37分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 5 年定例第 3 回新得町議会会議録目次

第 1 日 (1 5 . 9 . 9)

開会の宣告	4
開議の宣告	4
日程第 1	会議録署名議員の指名 4
日程第 2	会期の決定 4
諸般の報告(第 1 号)	4
行政報告	5
日程第 3	認定第 1 号 平成 1 4 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について 6
日程第 4	認定第 2 号 平成 1 4 年度新得町水道事業会計決算認定について 7
日程第 5	報告第 1 2 号 専決処分の報告について 7
日程第 6	議案第 5 3 号 教育委員会委員の任命同意について 7
日程第 7	議案第 5 4 号 新得町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について 9
日程第 8	議案第 5 5 号 工事請負契約の締結について 1 1
日程第 9	議案第 5 6 号 平成 1 5 年度新得町一般会計補正予算 1 2
日程第 1 0	議案第 5 7 号 平成 1 5 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算 1 4
日程第 1 1	議案第 5 8 号 平成 1 5 年度新得町介護保険特別会計補正予算	... 1 5
日程第 1 2	議案第 5 9 号 平成 1 5 年度新得町簡易水道事業特別会計補正予算 1 6

日程第 1 3	議案第 6 0 号	平成 1 5 年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算	1 7
日程第 1 4	議案第 6 1 号	平成 1 5 年度新得町水道事業会計補正予算	1 7
日程第 1 5	意見案第 9 号	道路整備に関する意見書	1 8
日程第 1 6	意見案第 10 号	北海道新幹線の建設促進を求める意見書	1 8
日程第 1 7	意見案第 11 号	平成 1 6 年産畑作物政策価格等に関する要望意見書...	1 8
休会の議決			1 9
散会の宣告			1 9

第 2 日 (1 5 . 9 . 1 9)

開議の宣告		2 2
諸般の報告(第 2 号)		2 2
日程第 1	一 般 質 問	2 2
	〔一般質問〕	
廣山輝男議員	・ トムラウシ地区の自然環境を生かした活性化策を創造する 取り組みを	2 2
	・ 町道の豪雨等による通行規制及び監視体制マニュアルはど うか、災害防止対策は。	2 3
青柳茂行議員	・ 町村合併に関する現状と将来的展望について	3 2
	・ 介護保険の要介護認定者(要介護支援~介護 5)に対する 「障害者控除」「特別障害者控除」の適用実施について	3 4
休会の議決		4 1
散会の宣告		4 1

第3日(15.9.22)

開議の宣告	4 6
諸般の報告(第3号)	4 6
日程第1 議案第62号 物品購入契約の締結について	4 6
日程第2 議案第63号 平成15年度新得町一般会計補正予算	5 0
日程第3 議案第64号 平成15年度新得町公共下水道事業特別会計補正 予算	5 1
日程第4 議案第65号 議員派遣の件	5 3
日程第5 認定第1号 平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定につい て	5 3
日程第6 認定第2号 平成14年度新得町水道事業会計決算認定について...	5 3
日程第7 意見案第9号 審査結果について	5 4
日程第8 意見案第10号 審査結果について	5 4
日程第9 意見案第11号 審査結果について	5 5
閉会の宣告	5 5